

# 見える化改革報告書 「私立学校振興」

---

平成30年10月17日  
生活文化局

## 1. 「見える化」分析の要旨

### 【私立学校振興について】

- 東京の私立学校は、量及び質の両面において、公教育の中で極めて重要な役割を果たしており、児童生徒の教育環境の維持向上を図るためには、国・公立学校のみならず、私立学校も振興することが必要である。
- 都は、私立学校振興を図るため、
  - ・私立学校の教育条件の維持向上等を目的とする学校助成 及び
  - ・児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を目的とする保護者負担軽減助成 を実施している。

### 【私立学校振興の現状と課題】

#### (1) 学校助成

- 学校助成は、私立学校の経営において大きなウェイトを占めている。
- 都における学校助成は、生徒1人当たりの状況及び私立高校の収入に占める補助金の割合において、全国との比較で概ね均衡している。
- 一方、学校助成と保護者負担軽減助成の効果が混同されるなど、学校助成の仕組みや必要性が都民にとって分かりにくいものとなっている。

#### ① 経常費補助

- 経常費補助により、各私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の確保は図られている。
- 都においては、予算積算方法は標準的運営費方式、補助金配分方法は区割方式を採用している。
- 標準的運営費方式は、公立学校の決算値を基に私立学校の標準的運営費を算出し、その1/2を補助するものであり、積算根拠が明確で、客観性を担保できるとともに、公私のバランスが考慮されている。
- 区割方式は、教育条件や教育環境の充実、特色ある取組の促進など、都として推進する様々な要素に着目して配分することで、各学校の取組を促している。
- 東京都私立学校助成審議会が補助金配分の基本方針等を審議し、その適正化及び効率化を図るとともに、公開の審議を通じて透明性も確保されている。
- 経常費補助については、予算積算方法と配分方法が異なること、都として推進すべき項目が多岐に及び複雑になっていること、予算積算及び配分の算出方法が複雑であることなどにより、都民にとって分かりにくいものとなっているため、説明上、更なる工夫が必要である。

## ②個別補助

- 個別補助により、私立学校の耐震化率及び私立幼稚園の預かり保育の実施率は毎年上昇するなど、私立学校の取組は着実に進んでおり、効果を上げている。
- 都の施策として促進すべき私立学校の取組を効果的に支援するためには、その目的・効果に特化した**個別補助が必要**である。
- 個別補助の中には、取組の成果が分かりにくいものもあり、都民が一目で分かるような成果指標を用いるなど、説明上の更なる工夫が必要である。

## (2)保護者負担軽減助成

- 都における保護者負担軽減助成制度は、他府県と比べても**大幅に充実**している。
- 保護者負担軽減助成は、教育費負担の公私間格差の**是正**に大きく寄与している。
- 多くの都民が、**保護者負担軽減助成は必要であると認識**している。
- 現行の保護者負担軽減助成は、都民ニーズを踏まえたものであり、平均年収世帯をカバーしている。
- 保護者負担軽減助成は、一定の所得水準で支援の有無が決まるため、支援額が充実するほど、支援を受けられる世帯と受けられない世帯で差が大きくなる仕組みであり、**不公平感が高まるリスク**がある。
- 制度を充実するほど、**財政負担が大きくなる**。
- 都の制度は、既に他府県に比して充実していることから、**国や他府県とのバランスにも考慮が必要**である。

## 2. 今後の改革の進め方

### 【学校助成の課題と見直しの方向性】

- 課題 多額の予算を計上している学校助成の仕組みや必要性・妥当性が都民にとって分かりにくい。
- 見直しの方向性 都民の理解や共感を得られるよう、学校助成の仕組みや必要性・妥当性を分かりやすく説明していく。
  - ・経常費補助については、仕組みや必要性・妥当性を図表の活用、他府県との比較などにより、分かりやすく丁寧に説明していく。
  - ・個別補助については、そのねらいや効果等について、より分かりやすい指標を用いて評価・検証し、その結果を広く公表していく。
  - ・学校助成と保護者負担軽減助成につき、それぞれのねらいや効果等について、図表を活用するなど分かりやすく説明していく。

### 【保護者負担軽減助成の課題と見直しの方向性】

- 課題 保護者負担軽減助成施策に対する生徒・保護者の期待は高いが、一方で、支援を受けられる世帯と受けられない世帯との格差が大きく、支援を充実するほど、財政負担が大きくなる。そのため、支援の対象や要件、水準等について、都民の理解を得ていく必要がある。
- 見直しの方向性 国や道府県の動向、社会経済状況等を踏まえ、保護者負担軽減助成施策が、都民の理解や共感を得られる適切なものとなるよう、施策の不断の見直しを図っていく。
  - ・支援の対象や要件の妥当性
  - ・授業料以外の支援の妥当性

# 目 次

## 第1章 私立学校振興について

### <概要>

1. 私立学校振興の意義
  - (1) 私立学校の特性
  - (2) 学校数及び児童生徒数
  - (3) 私立学校に通う児童生徒及び保護者の評価
2. 私立学校振興の仕組み
  - (1) 法体系
  - (2) 事業体系
  - (3) 実施体制及び事業規模
3. 私立学校振興の重要性

## 第2章 私立学校振興の現状と課題

### 1. 学校助成

#### <概要>

- (ア) 現状
  - (イ) 施策の点検評価(まとめ)
- (1) 経常費補助

#### <概要>

- (ア) 現状
  - (イ) 施策の点検評価(まとめ)
- (2) 個別補助

#### <概要>

- (ア) 現状
  - (イ) 施策の点検評価(まとめ)
2. 保護者負担軽減助成

#### <概要>

- (ア) 現状
  - (イ) 施策の点検評価(まとめ)

## 第3章 今後の改革の進め方

1. 学校助成の課題と見直しの方向性
2. 保護者負担軽減助成の課題と見直しの方向性

## 参考資料

# 第1章 私立学校振興について

# 概要

## 1. 私立学校振興の意義

### (1) 私立学校の特性

- 公教育機関として、国・公立学校とともに、公教育の一翼を担っている。
- 自立的な運営や建学の精神に基づく特色ある教育の展開など、国・公立学校に比べ、自主性を発揮しやすい。

### (2) 学校数及び児童生徒数

- 東京の私立学校数は1,879校、私立学校に通学している児童生徒数は602,078人であり、私立学校数及び児童生徒数の割合は全国と比べて高く、特に高校(全日制・定時制)の生徒数の割合は約6割である。

### (3) 私立学校に通う児童生徒及び保護者の評価

- 保護者及び児童生徒の約8割が通学している私立学校に満足しており、特に小学校では9割を超える。
- 私立学校に通学している児童生徒の保護者は、「建学の精神などに基づいた教育が徹底している」ことを最も高く評価している。

## 2. 私立学校振興の仕組み

### (1) 法体系

- 都の私立学校振興事業は、私立学校振興助成法等の根拠法令に基づき、実施されている。

### (2) 事業体系

- 私立学校振興は、私立学校の教育条件の維持向上等を目的とする学校助成及び児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を目的とする保護者負担軽減助成により構成され、それぞれの目的に応じて実施されている。

### (3) 実施体制及び事業規模

- 行政である国・都・区市町村と、その関係団体が相互に連携して機動的かつ効果的に事業を実施している。
- 東京都の2018年度私立学校振興予算は1,833億円である(学校助成1,439億円、保護者負担軽減助成394億円)
- 都における私立学校振興の水準は、生徒1人当たりの公費負担において、公私の比較で公立が大きく上回っており、全国との比較で均衡している。

## 3. 私立学校振興の重要性

- 東京の私立学校は、量及び質の両面において、公教育の中で極めて重要な役割を果たしており、児童生徒の教育環境の維持向上を図るためには、国・公立学校のみならず、私立学校も振興することが必要である。
- 都は、私立学校振興を図るため、それぞれの目的に応じて学校助成及び保護者負担軽減助成を実施している。

# 私立学校の特性

- ・公教育機関として、国・公立学校とともに公教育の一翼を担っている。
- ・国・公立学校と同様に、憲法、教育基本法及び学校教育法が適用され、設置基準も同一である。
- ・私人の寄附財産によって設立され、その運営も自立的に行われるという性格を持っており、私立学校の自主性、公共性の確保とその健全な発達を目的とした私立学校法が適用される。
- ・教育委員会が統一的に指導する公立学校に比べ、独自の建学の精神に基づく特色ある教育を展開できる。

## <私立学校と公立学校の違い>

	設置者	特徴
私立学校	学校法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私人の寄附財産による設立</li> <li>・私立学校法の適用(自主性の尊重、公共性の確保)</li> <li>・自主的に管理運営</li> <li>・独自の建学の精神に基づく特色ある教育を展開</li> </ul>
公立学校	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費による設置・運営</li> <li>・教育委員会が統一的に指導</li> </ul>

### 【私立学校法】

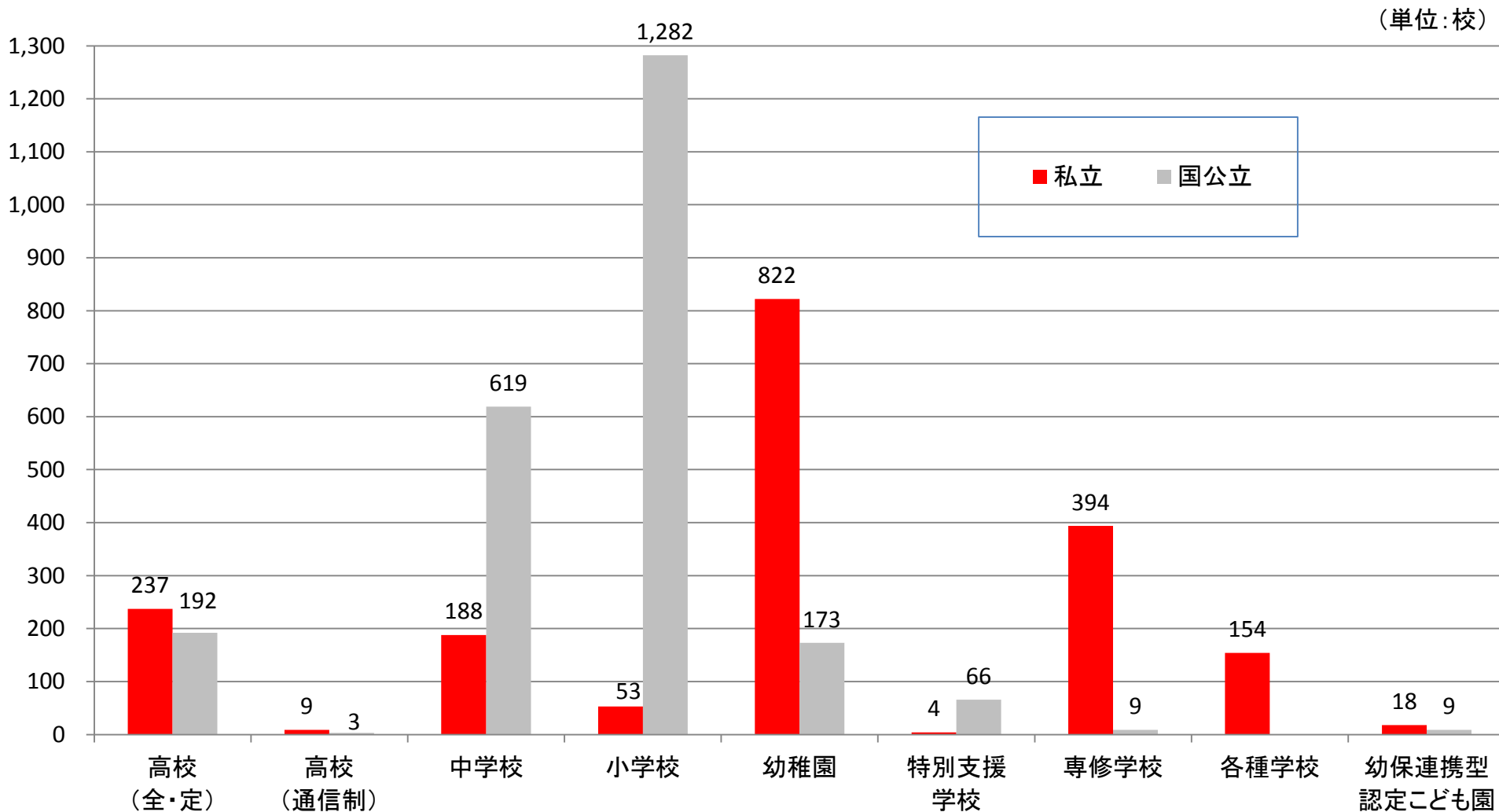
(この法律の目的)

第1条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。



## 都内の学校数

・都内の私立学校数は1,879校であり、全学校数の44.3%である。高校、幼稚園等、専修学校及び各種学校では国公立を上回っている。

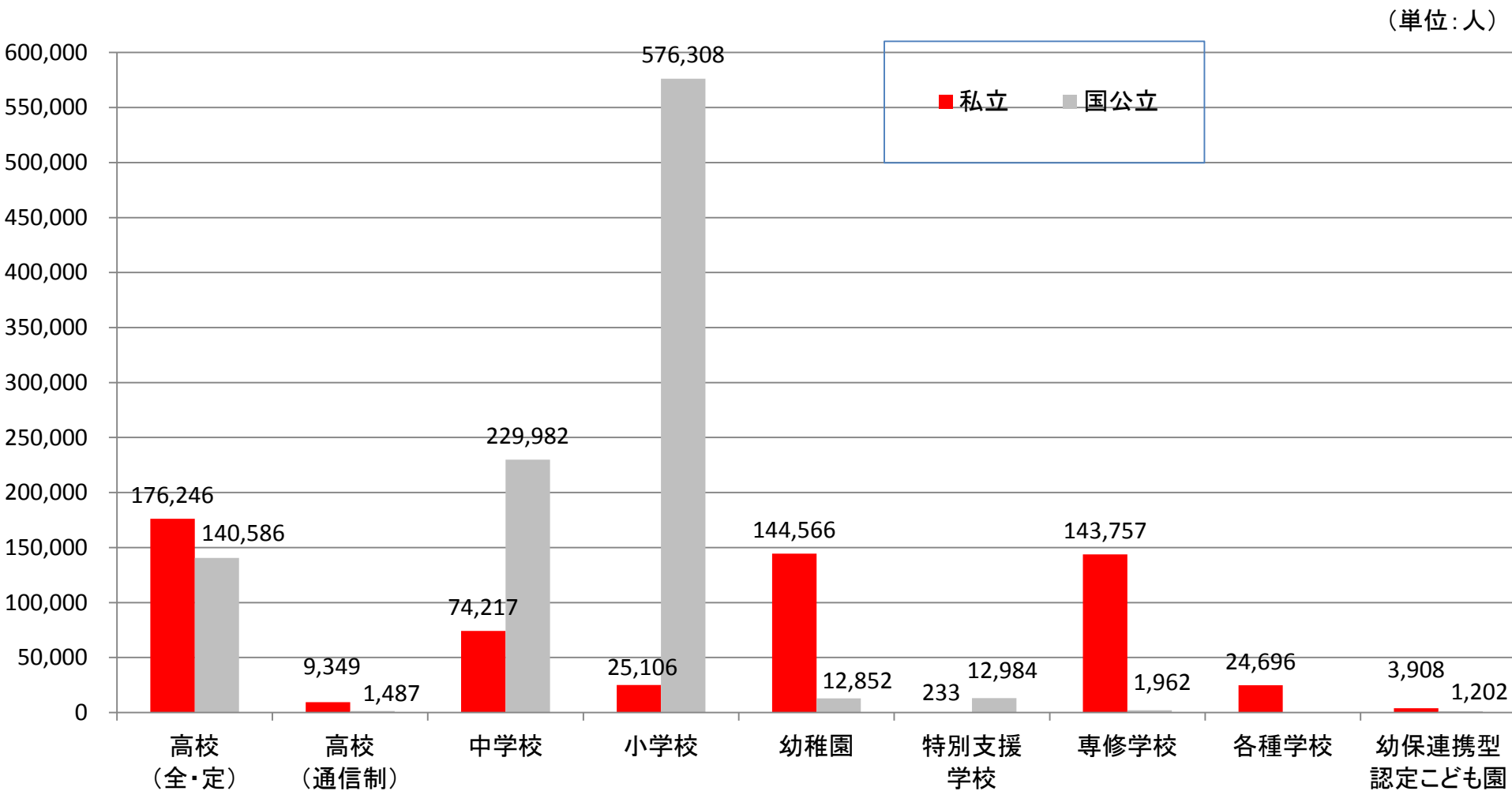


※中等教育学校(国公立8校)及び義務教育学校(公立6校)は記載を省略

資料:2017年度学校基本調査(2017年5月1日現在)

## 都内の児童生徒数

・都内の私立学校に在学する児童生徒数は602,078人であり、全児童生徒数の37.8%である。特に、高校(全日制・定時制)では、全生徒数の55.6%を占める。

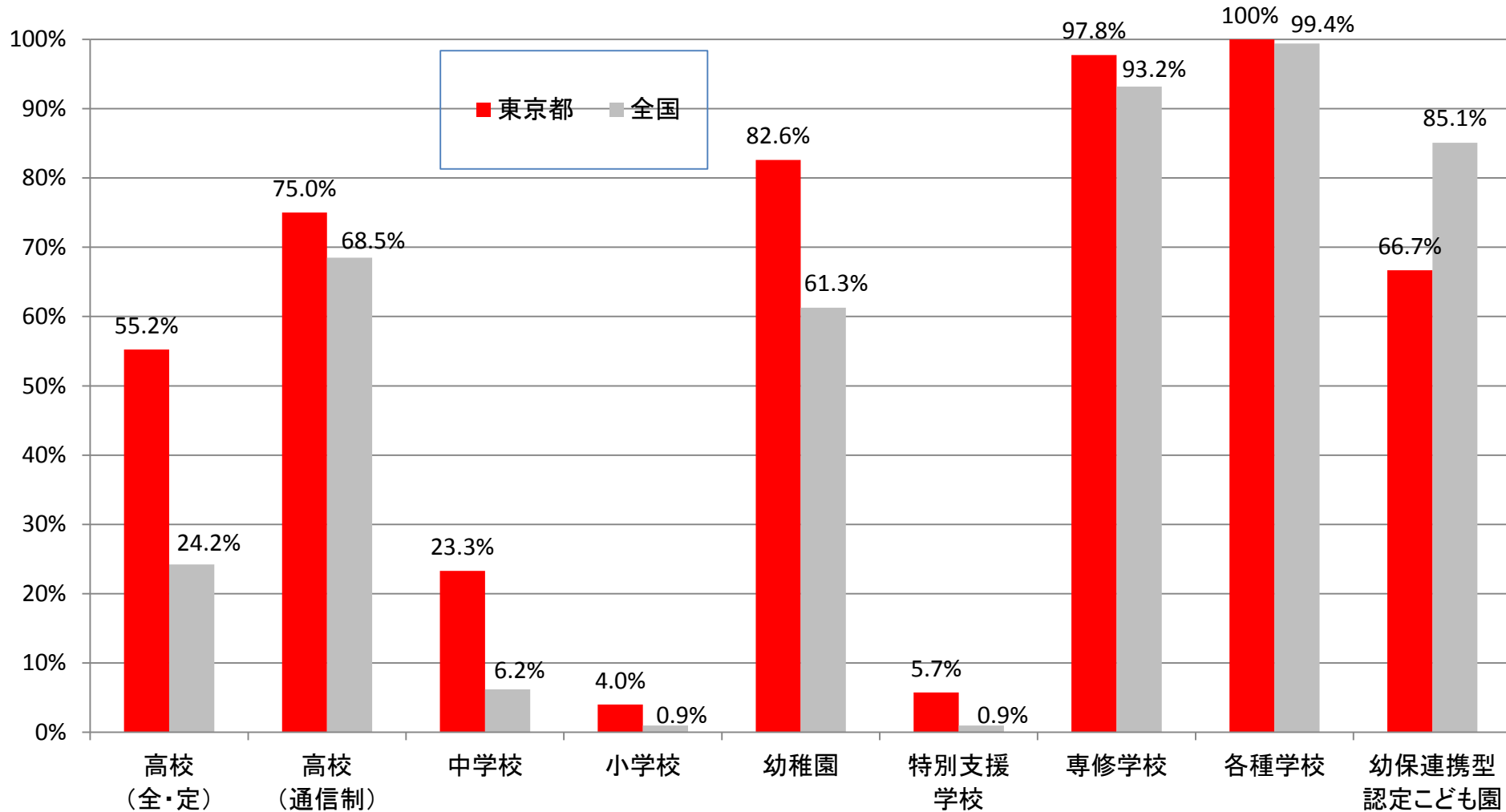


※中等教育学校(国公立7,058人)及び義務教育学校(公立5,373人)は記載を省略

資料:2017年度学校基本調査(2017年5月1日現在)

# 私立学校数の割合

・東京では、全学校数における私立学校の占める割合が全国と比べて高く、特に高校(全・定)の割合は高い。

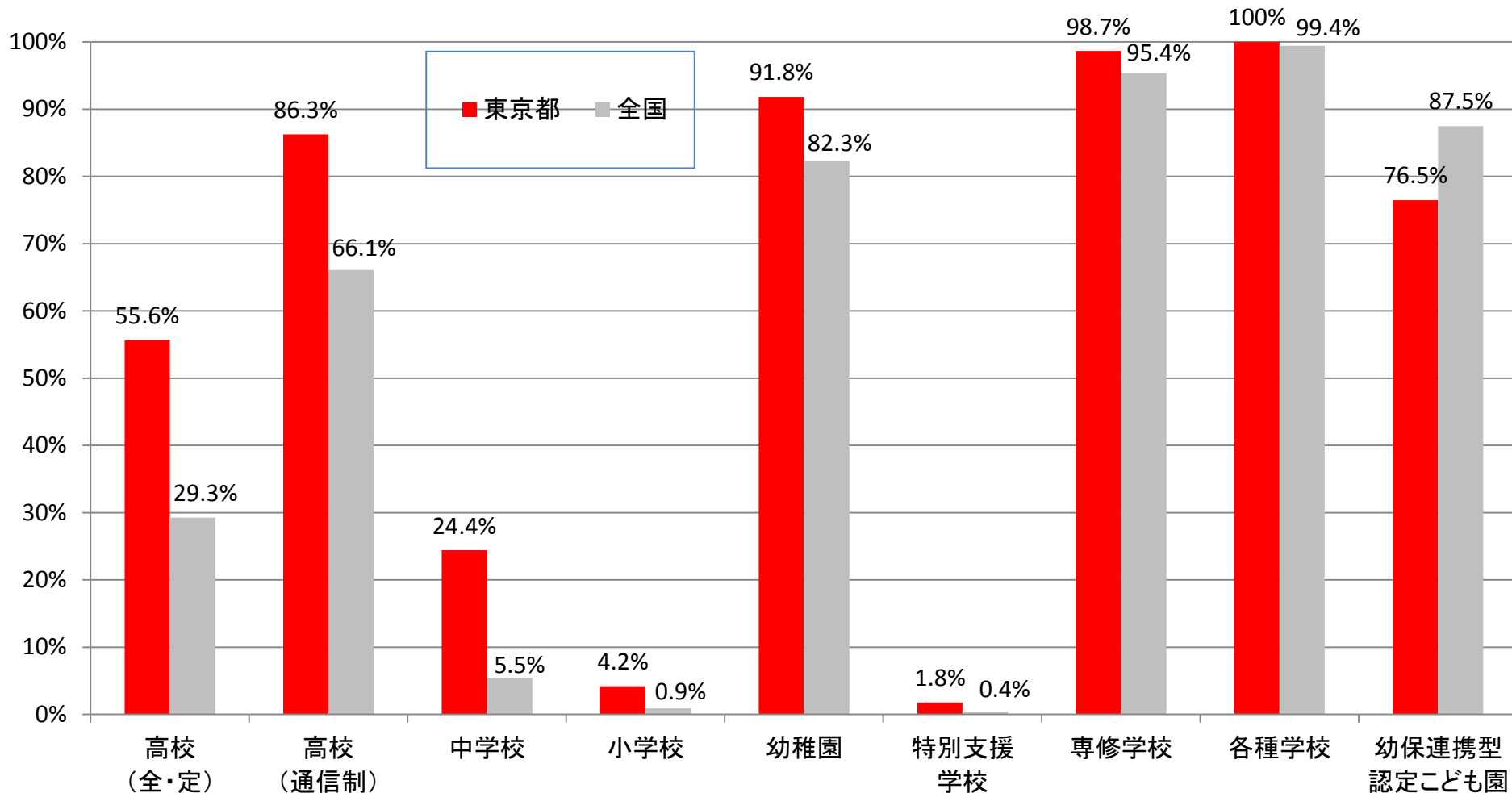


※全国の数値は東京都を除いた数値

資料: 2017年度学校基本調査(2017年5月1日現在)

# 私立学校の児童生徒数の割合

・東京では、全児童生徒数における私立学校の児童生徒数の占める割合が全国と比べて高く、特に**高校(全・定)**の割合は**55.6%**と高い(176,246人)



※全国の数値は東京都を除いた数値

資料: 2017年度学校基本調査(2017年5月1日現在)

## 私立学校に関する満足度

## 1. 私立学校振興の意義 (3) 私立学校に通う児童生徒及び保護者の評価

・保護者及び児童生徒の約8割が通学している私立学校に満足しており、特に小学校では約9割である。

		通学している学校の評価		
		満足している	どちらかと言えば満足している	計
私立高校	保護者	30.6%	47.5%	78.1%
	児童生徒	35.0%	43.9%	78.9%
私立中学校	保護者	37.2%	42.2%	79.4%
	児童生徒	47.1%	39.1%	86.2%
私立小学校	保護者	46.3%	43.9%	90.2%
	児童生徒	55.3%	34.0%	89.3%

資料：私学教育に関する意識調査(2016年3月 東京都生活文化局私学部)

# 学校に対する保護者の評価

## 1. 私立学校振興の意義 (3) 私立学校に通う児童生徒及び保護者の評価

- ・ 公立学校及び私立学校に通学している児童生徒の保護者に対し、教育内容、教育環境、学校運営、利便性等の23項目について、どのように思うかを調査した結果、私立学校では「**建学の精神などに基づいた教育が徹底している**」を評価している割合が全ての学校種で最も高い。

### <通学している学校に対する保護者の評価の最も高い項目>

	私立	公立
高校	建学の精神などに基づいた教育が徹底している(7.6)	授業料等の納付額が適切である(8.0)
中学校	建学の精神などに基づいた教育が徹底している(7.9)	通学の便がよい(7.9)
小学校	建学の精神などに基づいた教育が徹底している(8.4)	通学の便がよい(8.4)

※各項目の回答の「そう思わない」を0点、「どちらとも思わない」を5点、「そう思う」を10点とし、平均値を算出  
資料: 私学教育に関する意識調査(2016年3月 東京都生活文化局私学部)

## 都における私立学校振興の法体系

・都の私立学校振興事業は、日本国憲法のもと、教育基本法、私立学校法、私立学校振興助成法等の根拠法令に基づき実施されている。

## 日本国憲法

(教育を受ける権利)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

## 私立学校法

(助成)

第59条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

## 教育基本法

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

## 地方自治法

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合には、寄附又は補助をすることができる。

## 私立学校振興助成法

(目的)

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(都道府県への補助)

第9条 都道府県が、学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合、国は都道府県に対し、その一部を補助することができる。

(その他の助成)

第10条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の場合よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。

## 東京都私立学校教育助成条例

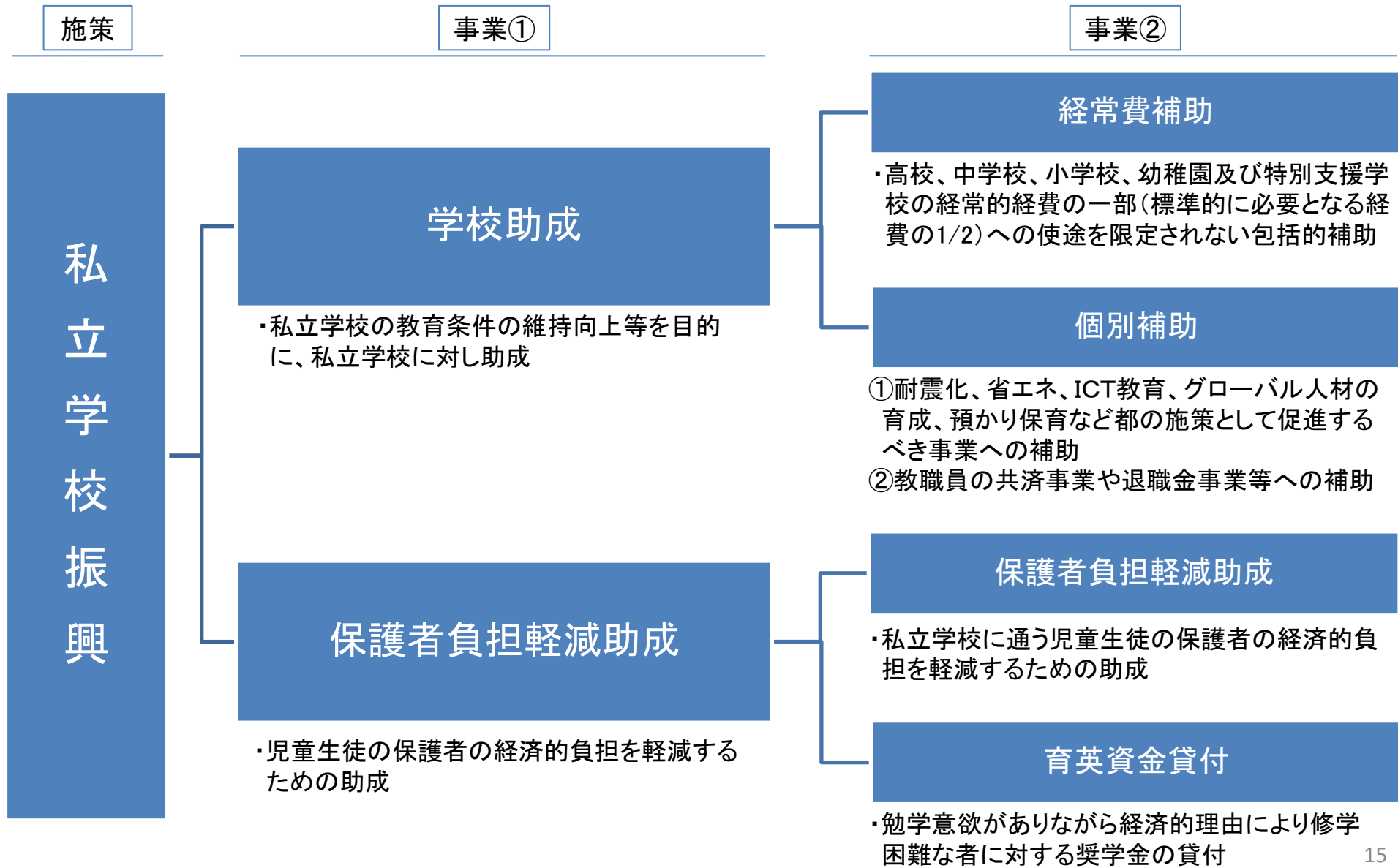
(経常的経費についての補助)

第3条 都は、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校における教育に係る経常的経費について予算の範囲内で補助することができる。

(その他の助成)

第4条 都は、前条第1項に規定するもののほか、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校の施設及び設備の改善その他知事が教育の振興上必要と認める事項について助成することができる。

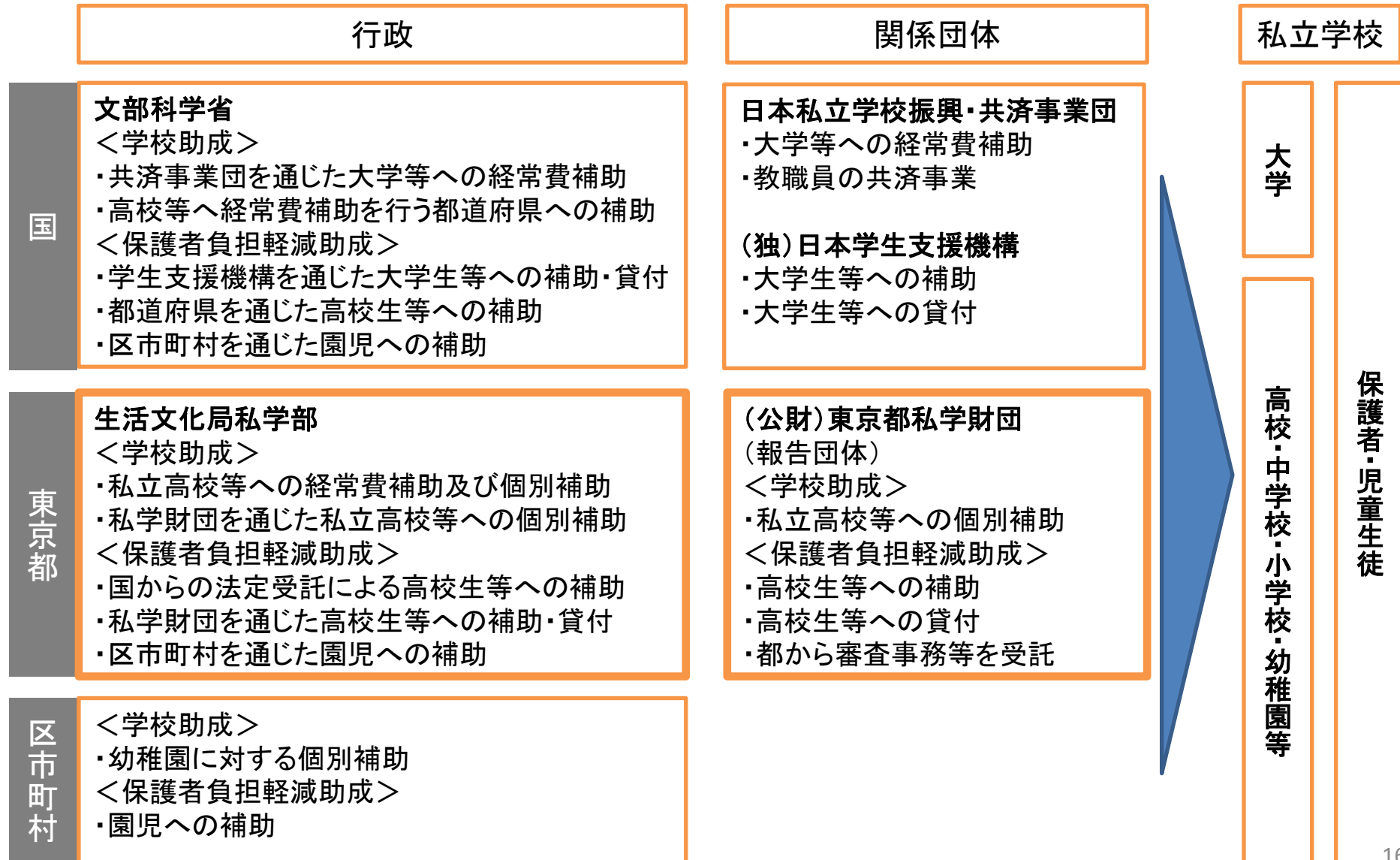
・私立学校振興事業は大きく学校助成と保護者負担軽減助成により構成されており、学校助成は経常費補助と個別補助に、保護者負担軽減助成は保護者負担軽減助成と育英資金貸付に細分され、それぞれの目的に応じて実施している。





# 私立学校振興の実施体制

・私立学校振興は、行政である国、都、区市町村と、その関係団体が相互に連携して機動的かつ効果的に事業を実施している。



・東京都の2018年度私立学校振興予算は1,833億円である(学校助成1,439億円、保護者負担軽減助成394億円) (単位:億円)

事業名		2014	2015	2016	2017	2018	交付対象	特定財源
学校助成	経常費補助【6事業】(高・中・小・幼・特支)	1,166	1,156	1,170	1,182	1,179	学校法人等	一部国庫 5事業
	その他の運営費補助【8事業】 (認定こども園、専修学校等)	26	45	52	60	64	学校法人等 7事業 区市町村 1事業	一部国庫 1事業
	個別補助							
	私立学校安全対策促進事業費補助	56	43	26	77	68	学校法人等 一部私学財団	一部国庫
	私立学校外国語指導助手活用事業費補助	-	4	6	9	10	私学財団	
	私立幼稚園預かり保育推進補助	6	12	12	9	9	学校法人等 一部区市町村	一部国庫
その他【16事業】(ICT、省エネ、外部検定等)	87	85	91	110	109	学校法人等 6事業 私学財団 9事業 区市町村 2事業	一部国庫 2事業	
小 計		1,341	1,346	1,357	1,447	1,439		
保護者負担軽減助成	高等学校等特別奨学金補助	46	51	55	138	156	私学財団	
	高等学校等就学支援金	205	177	148	174	168	学校法人	国費10/10
	高等学校等奨学給付金事業費補助	2	5	9	10	12	私学財団	国費1/3
	幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	51	47	45	51	48	区市町村	
	その他【8事業】(小中、専修、海外留学等)	3	4	4	10	9	学校法人 4事業 保護者 1事業 私学財団 3事業	国費10/10 2事業 一部国庫 3事業
	小 計		307	284	262	383	394	
合 計		1,648	1,630	1,619	1,830	1,833		
	育英資金事業費補助	11	8	6	11	7	私学財団	一部国庫

特別奨学金の大幅拡充

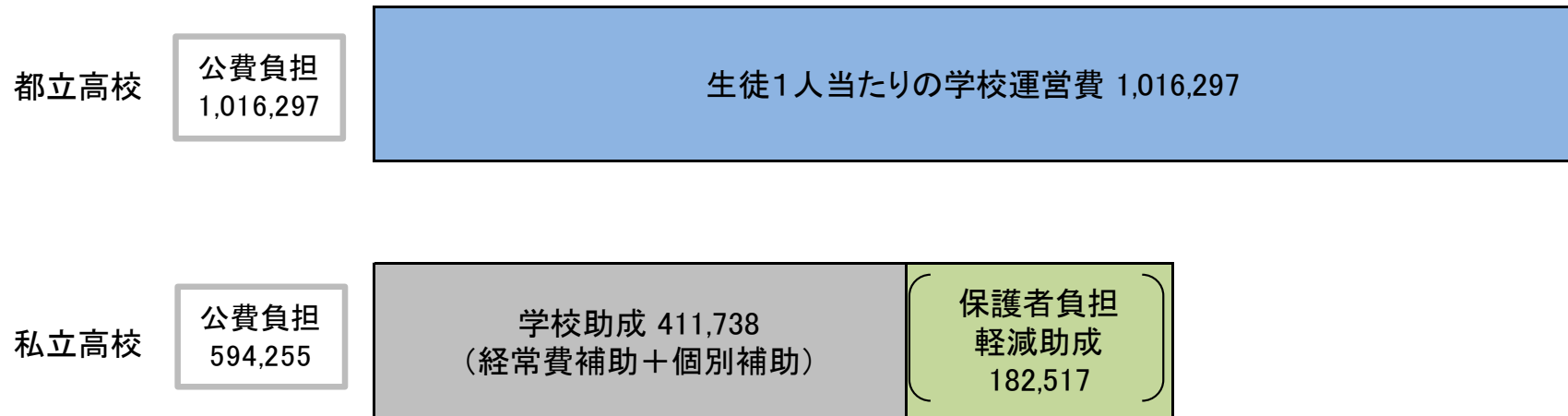
※2014～2016年度は決算額、2017年度及び2018年度は予算額  
 ※億円単位で四捨五入しているため、合計と内訳とが一致しない場合がある

## 生徒1人当たりの公費負担に関する公私比較

・生徒1人当たりの公費負担は、都立高校が約102万円、私立高校が約59万円となっている。

<生徒1人当たりの都立高校と私立高校への公費負担の状況(全日制)〔試算〕>

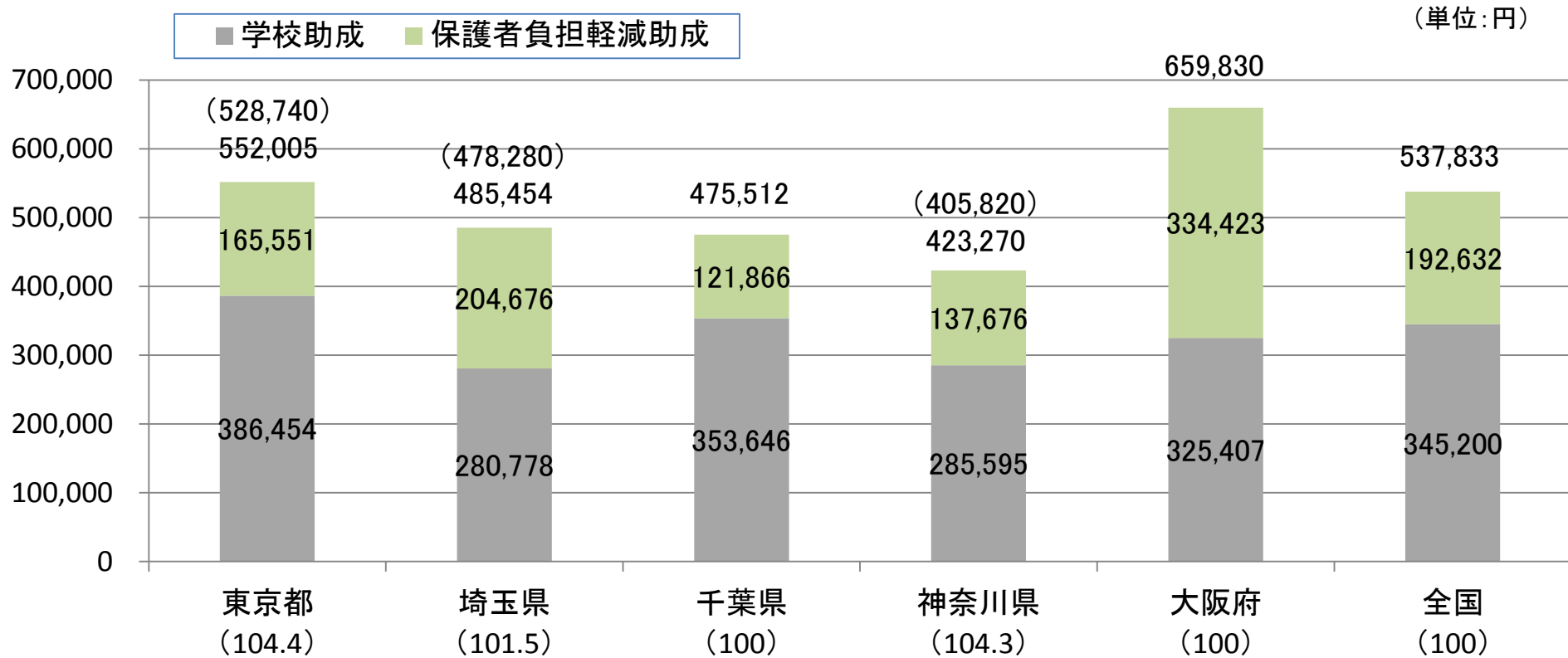
(単位:円)



資料:私立高校の学校助成は東京都生活文化局私学部調査(2016会計年度)、都立高校の運営費は地方教育費調査(2016会計年度)

## 生徒1人当たりの公費負担に関する他府県比較

- ・ 2017年度予算における私立高校(全・定)の生徒1人当たりの公費負担は、東京都が約55万円、全国が約54万円であり、東京都と他府県はほぼ同じ水準となっている。



※複数の学校種を補助対象としており、学校種ごとの金額を明示できない補助は含まれていない。

※円単位で四捨五入しているため、合計と内訳とが一致しない場合がある。

※都府県名の下の( )内の数値は、「小売物価統計調査(構造編)」(2016年結果)(2017年6月 総務省)の消費者物価地域差指数(全国平均=100)

※合計額の上の( )内の数値は、消費者物価地域差指数により補正した数値

※全国の数値は東京都を除いた数値

資料: 2017年度都道府県私学助成状況調査報告書(2018年3月 日本私立中学高等学校連合会)の2017年度予算額を2017年度学校基本調査(2017年5月1日現在)の生徒数で除して算出

# 私立学校振興の重要性

○東京の私立学校は、量及び質の両面において、公教育の中で極めて重要な役割を果たしている。

- ・都内の私立学校に通学している児童生徒数は602,078人であり、全児童生徒数の37.8%である。
- ・特に、高校(全日制・定時制)では176,246人で、都内高校生の約6割を占める。
- ・保護者及び児童生徒の約8割が通学している私立学校に満足しており、「**建学の精神などに基づいた教育が徹底している**」ことを最も評価している。

⇒ 東京における児童生徒の教育環境の維持向上を図るためには、国・公立学校のみならず、私立学校の振興が必要である。

○東京都は、私立学校振興を図るため、私立学校の教育条件の維持向上等を目的とする学校助成及び児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を目的とする保護者負担軽減助成を実施している。

- ・2018年度の私立学校振興予算は1,833億円であり、その内訳は、学校助成1,439億円、保護者負担軽減助成394億円である。

## 第2章 私立学校振興の現状と課題

# 1. 学校助成

# 概要(学校助成)

## 1. 現状

- 私立学校の収入は、授業料その他納付金が全収入の5～6割、補助金が2～3.5割を占めており、両方で全収入の8～9割となっている。また、支出は、人件費及び教育費の占める割合が8～9割である。
- 生徒1人当たりの学校助成の全国比較は、東京都が約39万円、全国が約35万円となっている。
- 私立高校(全日制)の収入に占める補助金の割合は、東京都の34.7%に対して、全国は38.3%となっている。
- 保護者負担軽減助成を充実させることで、学校助成を減らせる旨の意見もあるが、保護者負担軽減助成は、授業料等に係る保護者の負担を軽減するものであり、学校収入を直接増減させるものではないため、学校助成の減に直接結びつくものではない。

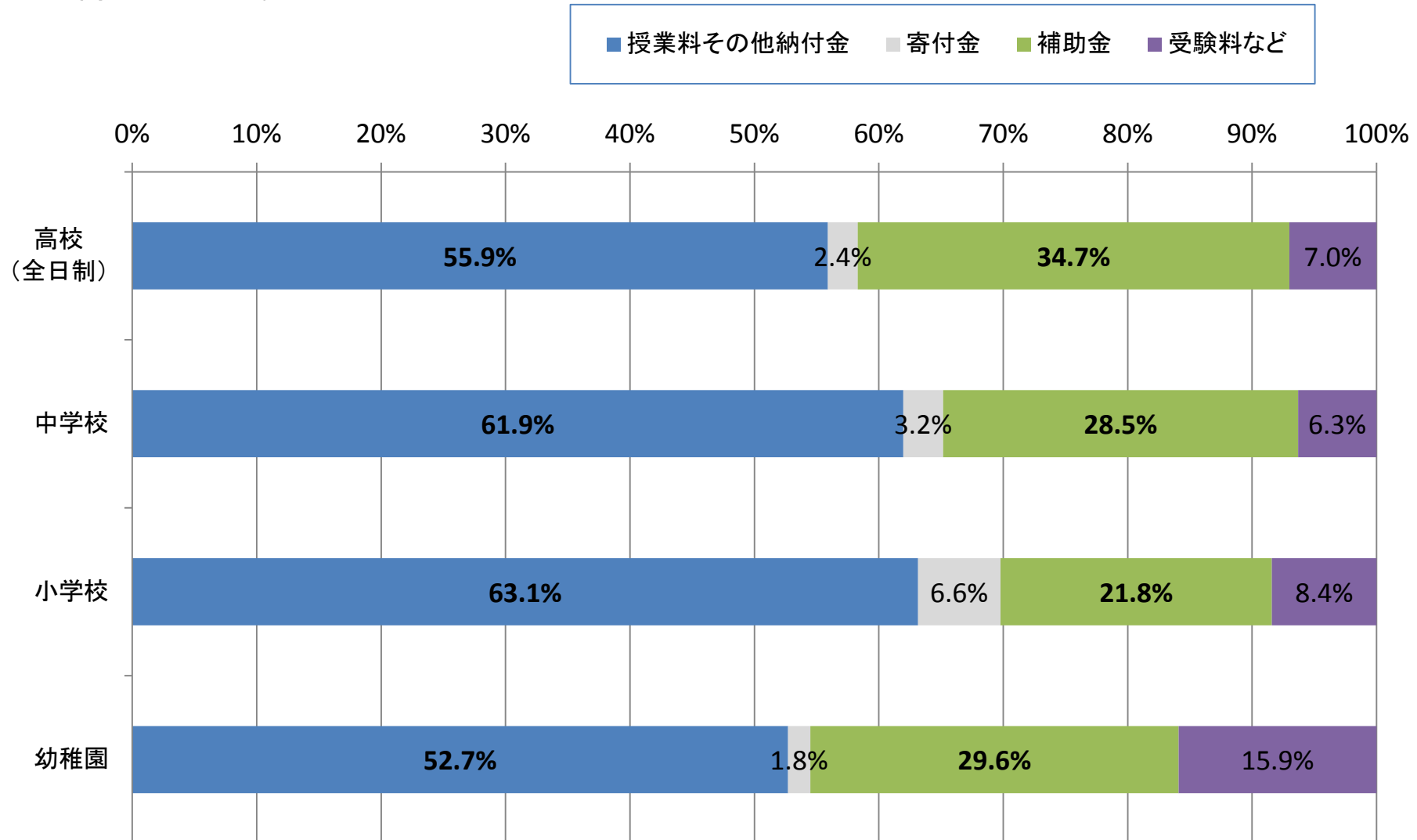
## 2. 施策の点検評価(まとめ)

- 学校助成は、私立学校の経営において大きなウェイトを占めている。
- 学校助成は、全都道府県で実施されており、生徒1人当たりの学校助成の状況及び私立高校の収入に占める補助金の割合において、全国との比較で概ね均衡している。
- 一方、学校助成と保護者負担軽減助成の効果が混同されるなど、学校助成の仕組みや必要性が都民にとって分かりにくいものとなっている。



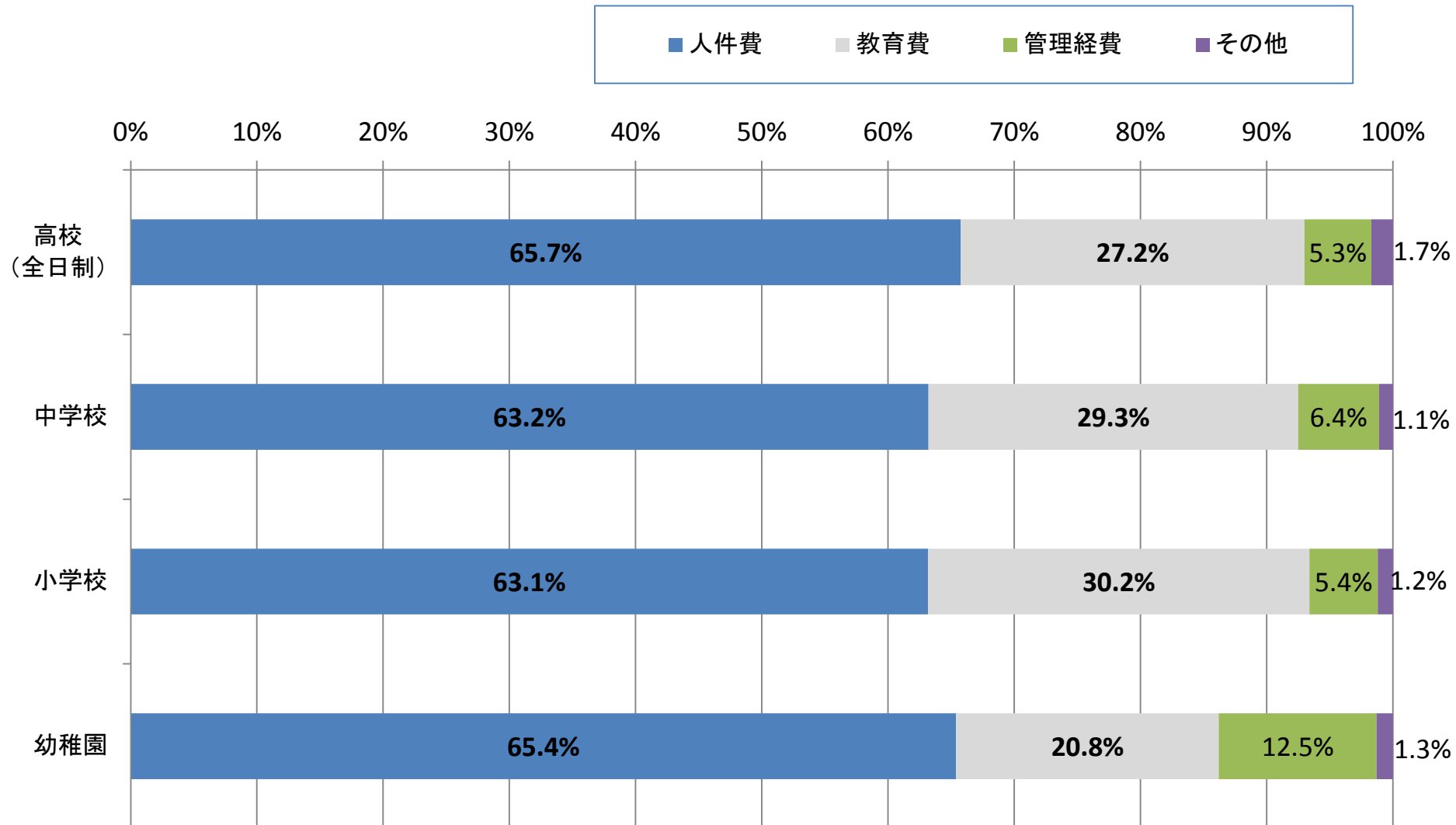
## 私立学校の収入内訳

・私立学校の収入は、授業料その他納付金が全収入の5～6割、補助金が2割～3.5割を占めており、両方で全収入の8～9割となっている。



# 私立学校の支出内訳

・私立学校の支出は、人件費及び教育費の占める割合が8～9割である。



※教育費は、教室にかかる光熱水費、教材費、部活動費などである

資料：東京都生活文化局私学部調査(2016会計年度)

## 都道府県の学校助成の実施状況

・高校、中学校、小学校及び幼稚園に対する学校助成は、私立学校のある全ての都道府県で実施されている。

## ＜学校助成を実施している都道府県数＞

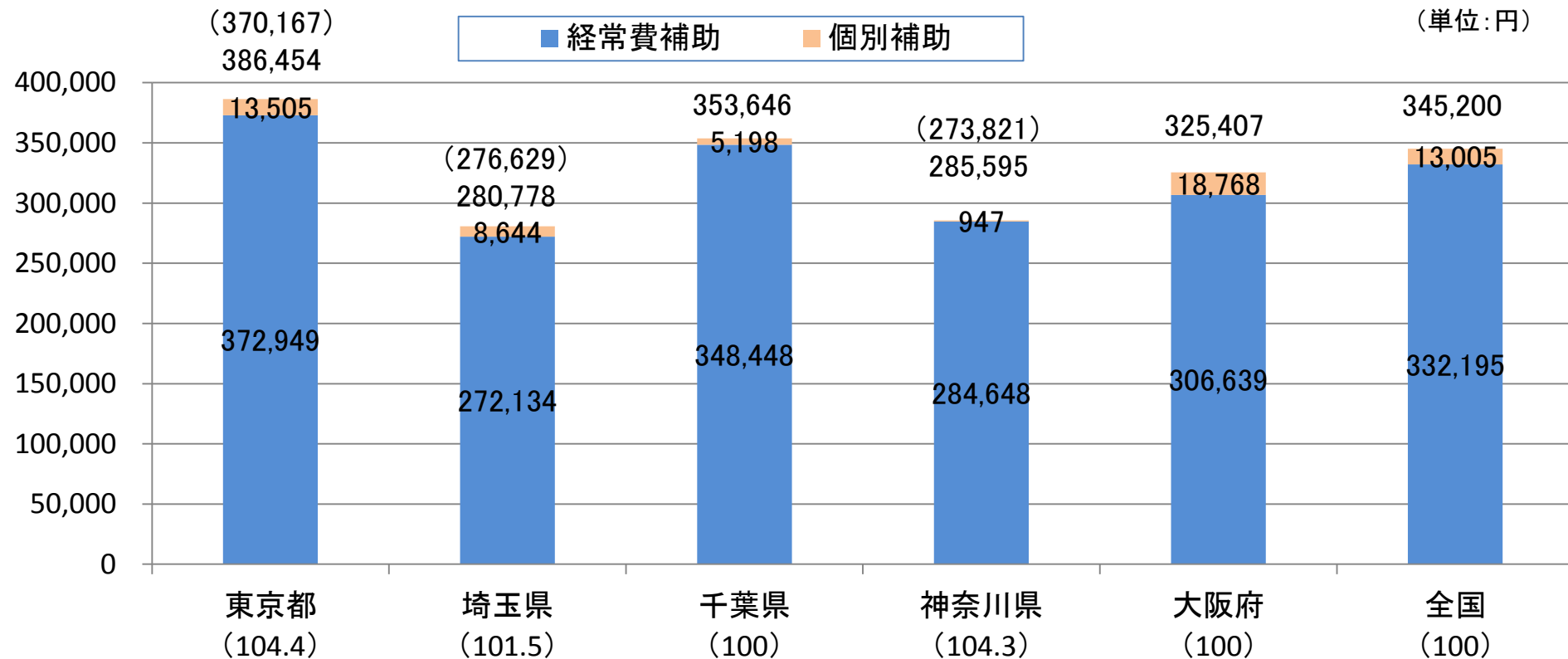
	高校	中学校	小学校	幼稚園
私立学校のある都道府県数	47	45	36	47
学校助成を実施している都道府県数	47	45	36	47

※私立学校には休校を除く

資料：2017年度都道府県私学助成状況調査報告書(2018年3月 日本私立中学高等学校連合会)

## 生徒1人当たりの学校助成に関する他府県比較

- ・ 2017年度予算における私立高校(全・定)の生徒1人当たりの学校助成は、東京都が約39万円(消費者物価地域差指数により補正すると約37万円)、全国が約35万円となっている。



※複数の学校種を補助対象としており、学校種ごとの金額を明示できない補助は含まれていない。

※円単位で四捨五入しているため、合計と内訳とが一致しない場合がある。

※都府県名の下の( )内の数値は、「小売物価統計調査(構造編)」(2016年結果)(2017年6月 総務省)の消費者物価地域差指数(全国平均=100)

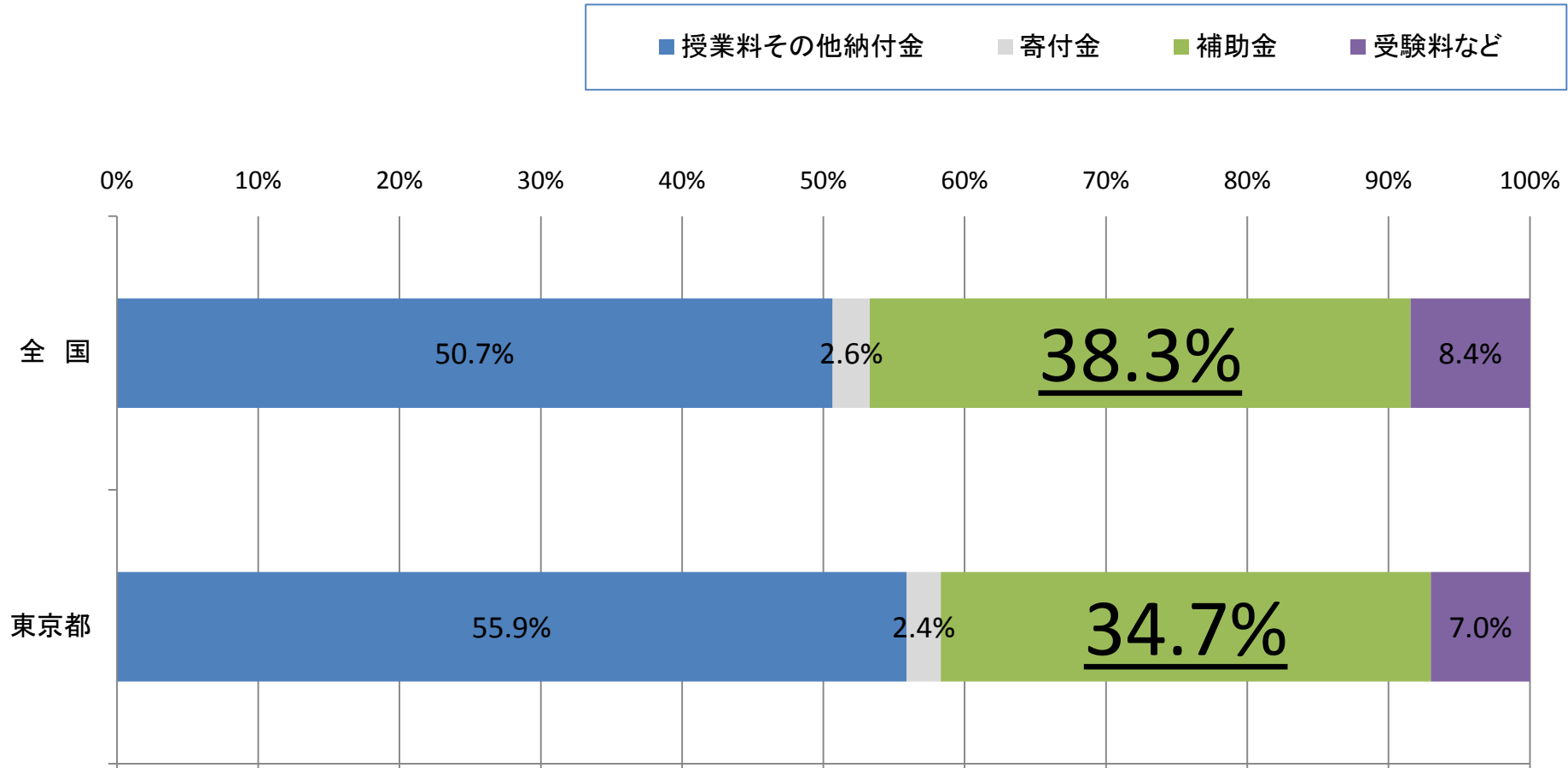
※合計額の上の( )内の数値は、消費者物価地域差指数により補正した数値

※全国の数値は東京都を除いた数値

資料:2017年度都道府県私学助成状況調査報告書(2018年3月 日本私立中学高等学校連合会)の2017年度予算額を2017年度学校基本調査(2017年5月1日現在)の生徒数で除して算出

## 私立高校(全日制)の収入内訳の比較

- ・ 2016会計年度における私立高校(全日制)の収入に占める補助金の割合は、東京都の34.7%に対して、全国は38.3%となっている。



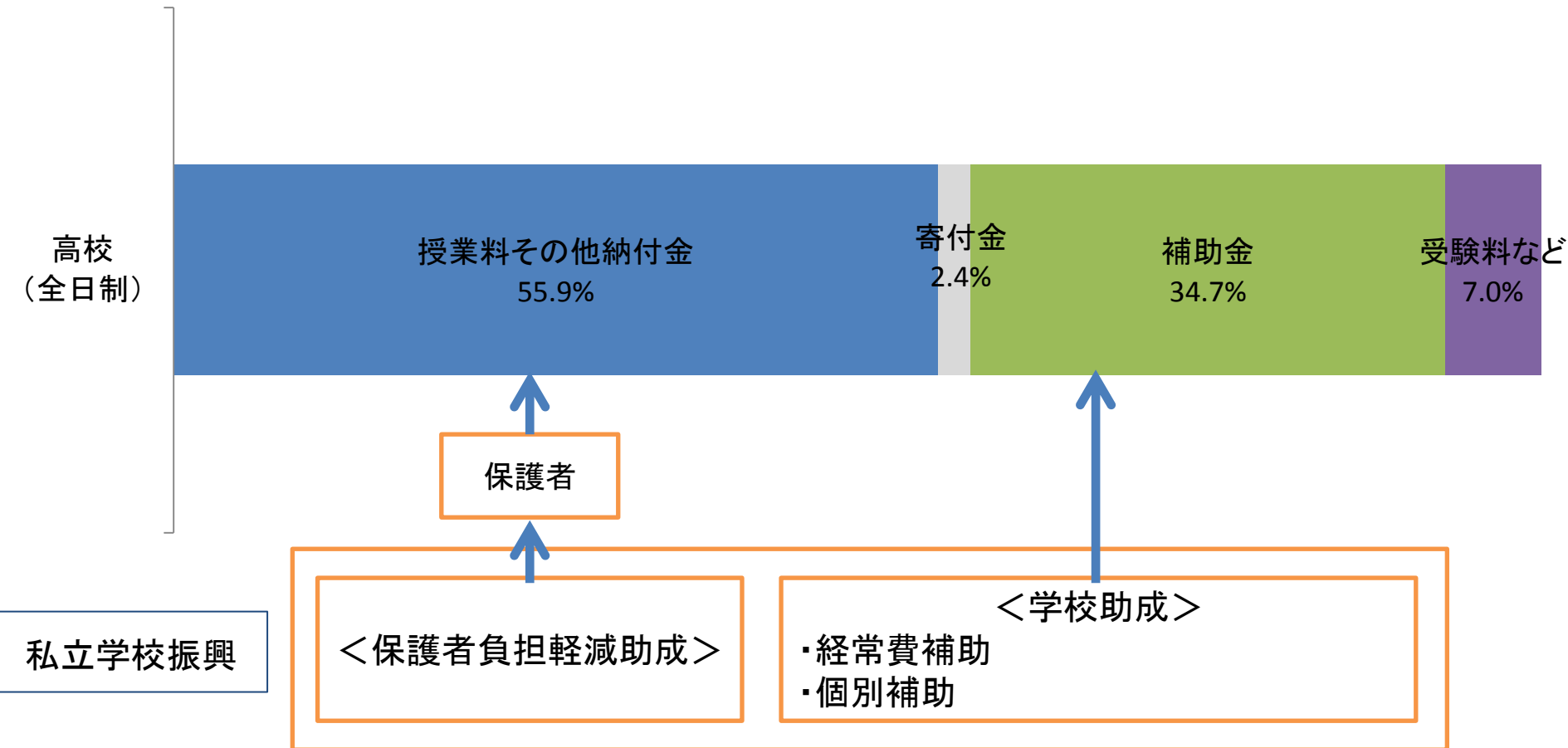
※全国の数値は東京都を除いた数値

資料: 全国の数値は「今日の私学財政」(2017年度 日本私立学校振興・共済事業団)、東京都の数値は東京都生活文化局私学部調査

# 学校助成と保護者負担軽減助成の相違点

- ・保護者負担軽減助成の対象範囲や上限金額を広げ、生徒・保護者側の支援をしていけば、学費抑制を理由に、学校側に助成金を出し続ける必然性はなくなるという意見もある。
- ・学校助成は、補助金として直接学校の収入となるものであるが、保護者負担軽減助成は、保護者の授業料等の負担を軽減するものであり、学校の収入は増減しない。

## <学校助成・保護者負担軽減助成と学校の収入との関係>



## 施策の点検評価(まとめ)(学校助成)

○私立学校における教育は、授業料その他納付金及び補助金(学校助成)により賄われており、学校助成は私立学校の経営において大きなウェイトを占めている。

・補助金は私立学校の収入の2～3.5割を占める。特に、高校(全日制)では約35%を占める。

○生徒1人当たりの学校助成の状況及び私立高校の収入に占める補助金の割合において、全国との比較で概ね均衡している。

・学校助成は全ての都道府県で実施されている。

・生徒1人当たりの学校助成:東京都が約39万円、全国が約35万円

(物価水準を考慮した場合:東京都が約37万円、全国が約35万円)

・私立高校(全日制)の収入に占める補助金の割合は、東京都が34.7%、全国が38.3%となっている。

○保護者負担軽減助成を充実させることで、学校助成を減らせる旨の意見があり、学校助成と保護者負担軽減助成の効果が混同されるなど、学校助成の仕組みや必要性が都民にとって分かりにくいものとなっている。

・保護者負担軽減助成は、授業料等に係る保護者の負担を軽減するものであり、学校としての収入額は増減しない。そのため、現在、都で実施している保護者負担軽減助成の充実をもって、学校の収入に直接影響を及ぼす学校助成を減らすことはできない。

## (1) 經常費補助



## 概要(経常費補助)

### 1. 現状

- 目的は、①教育条件の維持向上 ②修学上の経済的負担の軽減 ③学校経営の健全性の確保である。
- 私立学校振興予算の64%を占める基幹的補助であり、用途を限定しない私立学校の自主性を重んじた包括的補助である。
- 予算積算方法は、積算根拠が明確であり、客観性を担保できることから、公立学校の経常費の決算値(地方教育費)を基に私立学校の標準的運営費を算出し、その1/2を補助する標準的運営費方式を採用している。
- 配分方法は、教育条件や教育環境の充実、特色ある取組の促進など、都として推進する様々な要素に着目した配分が可能となることから、区割方式を採用している。
- 東京都私立学校助成審議会では補助金配分の基本方針等を審議し、適正化及び効率化を図っている。

### 2. 施策の点検評価(まとめ)

- 経常費補助により、各私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の確保は図られている。
- 標準的運営費方式は、公立学校の決算値を基に私立学校の標準的運営費を算出し、その1/2を補助するものであり、積算根拠が明確で、客観性を担保できるとともに、公私のバランスが考慮されている。
- 区割方式は、教育条件や教育環境の充実、特色ある取組の促進など、都として推進する様々な要素に着目して配分することで、各学校の取組を促している。
- 経常費補助については、予算積算方法と配分方法が異なること、都として推進すべき項目が多岐に及び複雑になっていること、予算積算及び配分の算出方法が複雑であることなどにより、都民にとって分かりにくいものとなっており、説明上、更なる工夫が必要である。

# 経常費補助の目的等

- ・目的 ○教育条件の維持・向上 ○修学上の経済的負担の軽減 ○学校経営の健全性の確保
- ・意義 私立学校振興予算の64%を占める基幹的補助である。また、私立学校の自主性を重んじた包括的補助であり、用途が限定されないため、各私立学校は独自の建学の精神に基づく特色ある教育を展開することができる。

## <経常費補助の2018年度予算額>

(単位:億円)

区分	2018予算額(1人当たり単価)		2017予算額(1人当たり単価)		増減		予算積算方法
	人数	単価	人数	単価	人数	単価	
高校(全・定)	656	(397,384円)	657	(394,469円)	△2	(2,915円)	公立学校の経常費の決算値(地方教育費)を基に私立学校の標準的運営費を算出し、その1/2を補助
中学校	256	(362,619円)	256	(363,490円)	0	(△871円)	
小学校	69	(278,217円)	69	(278,160円)	0	(57円)	
幼稚園(学校法人)	179	(199,291円)	181	(195,306円)	△2	(3,985円)	都内の学校法人立幼稚園の決算値を基に標準的運営費を算出し、その1/2を補助
特別支援学校	19		17		2		国の補助単価×生徒数により積算
高校(通信制)	1		1		0		43,100円×都内在住生徒数により積算
計	1,179		1,182		△3		

※億円単位で四捨五入しているため、合計と内訳とが一致しない場合がある

# 予算積算方法と配分方法の比較

・経常費補助の予算積算方法や補助金配分方法には、様々な方法がある。

## <経常費補助の算出方法の比較>

方式	説明	用途	メリット	デメリット
標準的 運営費 方式	公立学校の運営費をモデルに私立学校の「標準運営費」を算出し、その一部(1/2等)を補助する方式により算出	予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算根拠が明確</li> <li>・公立学校の決算値を基に積算しているため、客観性を担保できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に支出される経常的経費との乖離が生じるおそれ</li> </ul>
		配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の経営努力を促進</li> </ul>	
補助対象 経費方式	補助対象経費(経常的経費支出額等)に補助率(1/2等)を乗じて算出	予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算根拠が明確</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出額が大きいほど補助金も多くなるため、学校の経営努力を促しにくい</li> </ul>
		配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に支出される経常的経費に基づき算出するため、実態に即している</li> </ul>	
単価方式	生徒数に補助単価を乗じて算出	予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡便でわかりやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助単価の積算根拠が不明確</li> <li>・経常的経費との関連性が不明確</li> <li>・小規模校にとって不利</li> </ul>
		配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡便でわかりやすい</li> <li>・学校の経営努力を促進</li> </ul>	
区割方式 (配分)	予算積算とは別に、配分時に特定の要素(生徒数、教職員数、学級数等)に着目して算出	配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な要素に着目した配分が可能(例)</li> <li>○生徒数だけでなく、教職員数や学級数に応じて配分し、小規模校に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常的経費との関連がわかりにくい</li> <li>・予算の積算方法と補助金の配分方法との整合がつきにくい</li> <li>・算出方法が複雑で、学校には補助金の算出が困難</li> </ul>

# 経常費補助の予算積算方法

・公立学校の経常費の決算値(地方教育費)を基に、私立学校の規模に合わせた標準的運営費を算出し、その1/2を経常費補助予算額として算出している。

→ 採用理由: 積算根拠が明確で、客観性を担保できるとともに、公私のバランスが考慮されている。

## <経常費補助の予算積算方法(標準的運営費方式)>

$$\boxed{\text{公立学校の決算}} \div \boxed{\text{公立学校の規模}} = \boxed{\text{単位費用 (単価) } \langle A \rangle}$$

※学校数、学級数、教職員数、生徒数

$$\left( \boxed{\text{単位費用 (単価) } \langle A \rangle} \times \boxed{\text{私立学校の規模}} = \boxed{\text{標準的運営費}} \right) \times \boxed{\text{補助率 } 1/2}$$

※学校数、学級数、教職員数、生徒数

=  $\boxed{\text{予算額}}$

# 経常費補助の配分方法

- ・学校の規模に応じた一般補助と、都が推進する取組の実績に応じた特別補助の合計額が経常費補助の総額となる。  
→ 採用理由: 教育条件や教育環境の充実、特色ある取組の促進など様々な要素に着目した配分が可能である。
- ・東京都私立学校助成審議会が補助金配分の基本方針等を審議し、その適正化及び効率化を図るとともに、公開の審議を通じて、透明性も確保されている。

## < 経常費補助の配分方法(高校・中学校・小学校) >

### 一般補助

規模に応じた補助

補助標準額

学校割補助単価

= a

学級割補助単価

×

学級数

= b

教職員割補助単価

×

標準教職員数

= c

生徒割補助単価

×

生徒数(定員内実員)

= d

合計

×

評価係数  
0.70~1.00

一般補助  
A

※教育条件、授業料、財務状況により評価(減点)  
(例1) 教員1人当たりの生徒数が基準より多い場合  
(例2) 授業料が平均より高く、大幅に値上げした場合  
(例3) 帰属収入が消費支出を大きく上回っている場合

### 特別補助

実績に応じた補助

○授業料減免制度

○スクールカウンセラーの配置

○教育環境維持向上補助

○生徒等の安全対策推進補助

○国際化推進補助

○体験学習等特色ある教育の  
取組補助

○40人学級編制推進補助

=

特別補助  
B

学校への補助金交付額

=

一般補助  
A

+

特別補助  
B

## 経常費補助の効果①

### ●私立学校の教員(本務者)1人当たりの生徒数の推移

- ・私立学校の教員(本務者)1人当たりの生徒数は、トレンドとして微減で推移しており、教育条件は維持向上している。

(単位:人)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
高校(全・定)	18.5	18.6	18.4	18.5	18.1
中学校	18.4	18.0	17.8	17.8	17.6
小学校	18.5	17.8	17.8	17.5	17.4

資料:学校基本調査

### 【参考】公立学校の教員(本務者)1人当たりの生徒数の推移

(単位:人)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
高校(全・定)	14.4	14.5	14.5	14.6	14.6
中学校	15.5	15.4	15.3	15.3	15.0
小学校	18.1	18.0	17.8	17.8	17.7

資料:学校基本調査

## 経常費補助の効果②

### ●私立学校の初年度納付金の対前年度増減率の推移

・私立学校の初年度納付金の値上げ率は概ね1%未満で推移し、私立学校へ通う家庭の経済的負担を軽減している。

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
高校(全日制)	0.5%	1.1%	0.6%	0.9%	0.7%
中学校	0.4%	0.8%	0.3%	0.7%	0.4%
小学校	0.2%	0.5%	1.8%	0.6%	0.7%

資料:東京都生活文化局私学部調査

## 経常費補助の効果③

### ●私立学校の事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)の推移

- ・寄付金収入の増減等に伴い、年度によって変動はあるものの、私立学校の事業活動収支差額比率は一貫してプラスで推移しており、経営の健全性は確保されている。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
高校(全日制)	3.5%	1.2%	3.7%	1.5%	3.6%
中学校	8.6%	6.9%	7.3%	5.6%	6.1%
小学校	12.2%	7.9%	7.0%	13.5%	8.2%

※事業活動収支差額比率：(基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入) × 100

財務の弾力性をみる指標の一つであり、この比率が大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕があると見なされる。旧学校法人会計基準では帰属収支差額比率と呼ばれていた

資料：東京都生活文化局私学部調査



## 予算積算方法と配分方法の他府県との比較

・各都府県により予算積算方法と補助金配分方法は異なる。

### <主な都府県の経常費補助の算出方法の比較>

都府県名	予算積算方法	補助金配分方法	私立高校数 (全・定)	私立高校生数 (全・定)
東京都	標準的運営費方式	区割方式	237校	176,246人
埼玉県	補助対象経費方式	補助対象経費方式	48校	55,888人
千葉県	単価方式	区割方式	54校	48,259人
神奈川県	標準的運営費方式	標準的運営費方式	78校	70,197人
大阪府	単価方式	区割方式	96校	94,987人

資料:「予算積算方法」及び「配分方法」は、「2017年度都道府県私学助成状況調査報告書(2018年3月 日本私立中学高等学校連合会)」「私立高校数」及び「私立高校生数」は、2017年度学校基本調査(2017年5月1日現在)

## 施策の点検評価(まとめ)(経常費補助)

## 1. 学校助成 (1) 経常費補助 (イ) 施策の点検評価(まとめ)

- 経常費補助により、各私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の確保は図られている。
- 標準的運営費方式は、公立学校の決算値を基に私立学校の標準的運営費を算出し、その1/2を補助するものであり、積算根拠が明確で、客観性を担保できるとともに、公私のバランスが考慮されている。
- 区割方式は、教育条件や教育環境の充実、特色ある取組の促進など、都として推進する様々な要素に着目して配分することで、各学校の取組を促している。
  - ・用途を限定しない包括的補助であり、私立学校振興予算の64%(2018年度予算:1,179億円)を占めている。
  - ・教員1人当たりの生徒数は、トレンドとして微減で推移しており、教育条件は維持向上している。
  - ・初年度納付金の値上げ率は、概ね1%未満で推移し、私立学校へ通う家庭の経済的負担を軽減している。
  - ・事業活動収支差額比率は、一貫してプラスで推移し、学校経営の健全性は確保されている。
- 東京都私立学校助成審議会が補助金配分の基本方針等を審議し、その適正化及び効率化を図るとともに、公開の審議を通じて透明性も確保されている。
- 経常費補助については、予算積算方法と配分方法が異なること、都として推進すべき項目が多岐に及び複雑になっていること、予算積算及び配分の算出方法が複雑であることなどにより、都民にとって分かりにくいものとなっているため、説明上、更なる工夫が必要である。

## (2) 個別補助

## 概要(個別補助)

### 1. 現状

- 目的は、耐震化、預かり保育など都の施策として促進すべき私立学校の取組に要する経費の一部を補助することで、**教育環境の改善、教育内容の充実や私立学校の振興を図るものである。**

### 2. 施策の点検評価(まとめ)

- 個別補助により、私立学校の耐震化率及び私立幼稚園の預かり保育の実施率は毎年上昇するなど、私立学校の取組は着実に進んでおり、効果を上げている。
- 都の施策として促進すべき私立学校の取組を効果的に支援するためには、その目的・効果に特化した**個別補助が必要**である。
- 個別補助の中には、取組の成果が分かりにくいものもあり、都民が一目で分かるような成果指標を用いるなど、説明上の更なる工夫が必要である。  
(例) 私立学校省エネ設備等導入事業費補助については、導入学校数を成果指標としているが、二酸化炭素の削減量への換算など、より都民に分かりやすい成果指標を示す必要がある。

# 個別補助の目的と予算

・個別補助の目的は、都の施策として促進すべき私立学校の取組に要する経費の一部を補助することで、**教育環境の改善、教育内容の充実や私立学校の振興を図るものである。**

## ＜主な個別補助の内容(2018年度)＞

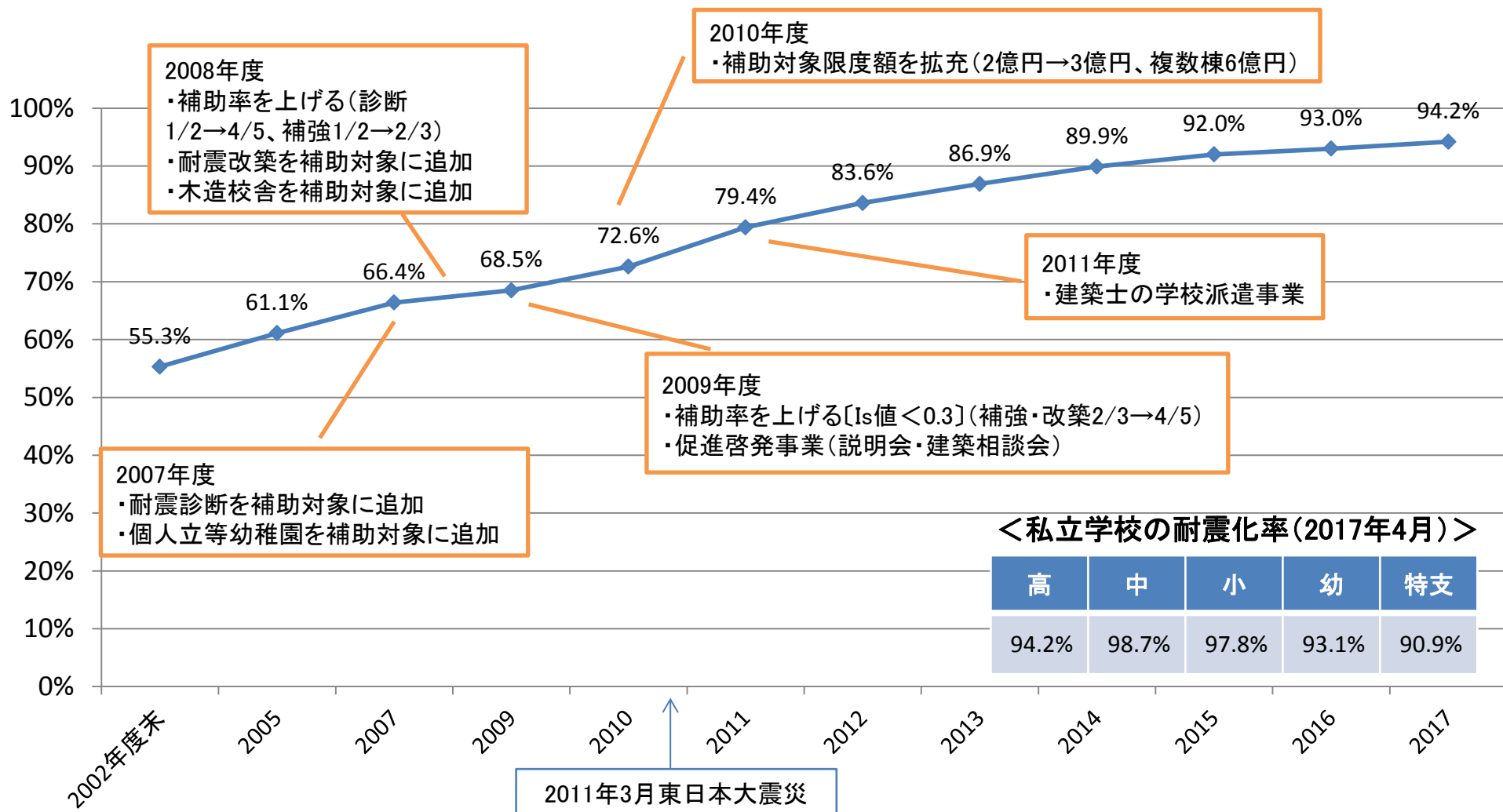
(単位:千円)

補助事業名	目的	内容	交付対象	予算	2017年度までの成果	
施設・設備に対する補助	私立学校安全対策促進事業費補助	児童生徒の安全確保	震災対策としての校舎の耐震診断、耐震補強工事等に要する経費の一部を補助	学校法人等 (一部私学財団)	6,766,110	耐震化率:94.2%
	私立学校省エネ設備等導入事業費補助	二酸化炭素の削減	省エネ設備等を導入する経費の一部を補助		305,034	導入学校数:延べ606校(園)
	私立学校ICT教育環境整備費補助	情報化への対応	タブレット端末等のICT機器及び無線LAN等の整備に要する経費の一部を補助		529,563	整備学校数:延べ523校
その他	私立学校外国語指導助手活用事業費補助		JETプログラムのうち、ALT(外国語指導助手)の雇用経費の一部を補助	私学財団	954,052	活用学校数:165校
	私立学校教員海外派遣研修事業費補助	グローバル人材の育成	教員の海外派遣研修に要する経費の一部を補助		102,590	派遣人数:34人
	私立高等学校外部検定試験料補助		英語力の向上を目的とした外部検定試験の実施に要する経費の一部を補助		531,107	実施校数:75校
	私立幼稚園預かり保育推進補助	保育ニーズ多様化への対応	待機児童解消にも資する幼稚園の預かり保育の運営費の一部を補助	学校法人等 (一部区市町村)	936,428	預かり保育実施率:91.4%
私立幼稚園等一時預かり事業費補助	待機児童解消にも資する幼稚園の預かり保育の運営費の一部を区市町村を通じて補助		区市町村	918,423	TOKYO子育て応援幼稚園:73園	

※私立学校安全対策促進事業費補助及び私立幼稚園預かり保育推進補助については、一部に国庫補助事業を含む

# 私立学校の耐震化率の推移

・私立学校安全対策促進事業費補助により、私立学校の耐震化率は毎年度上昇している。

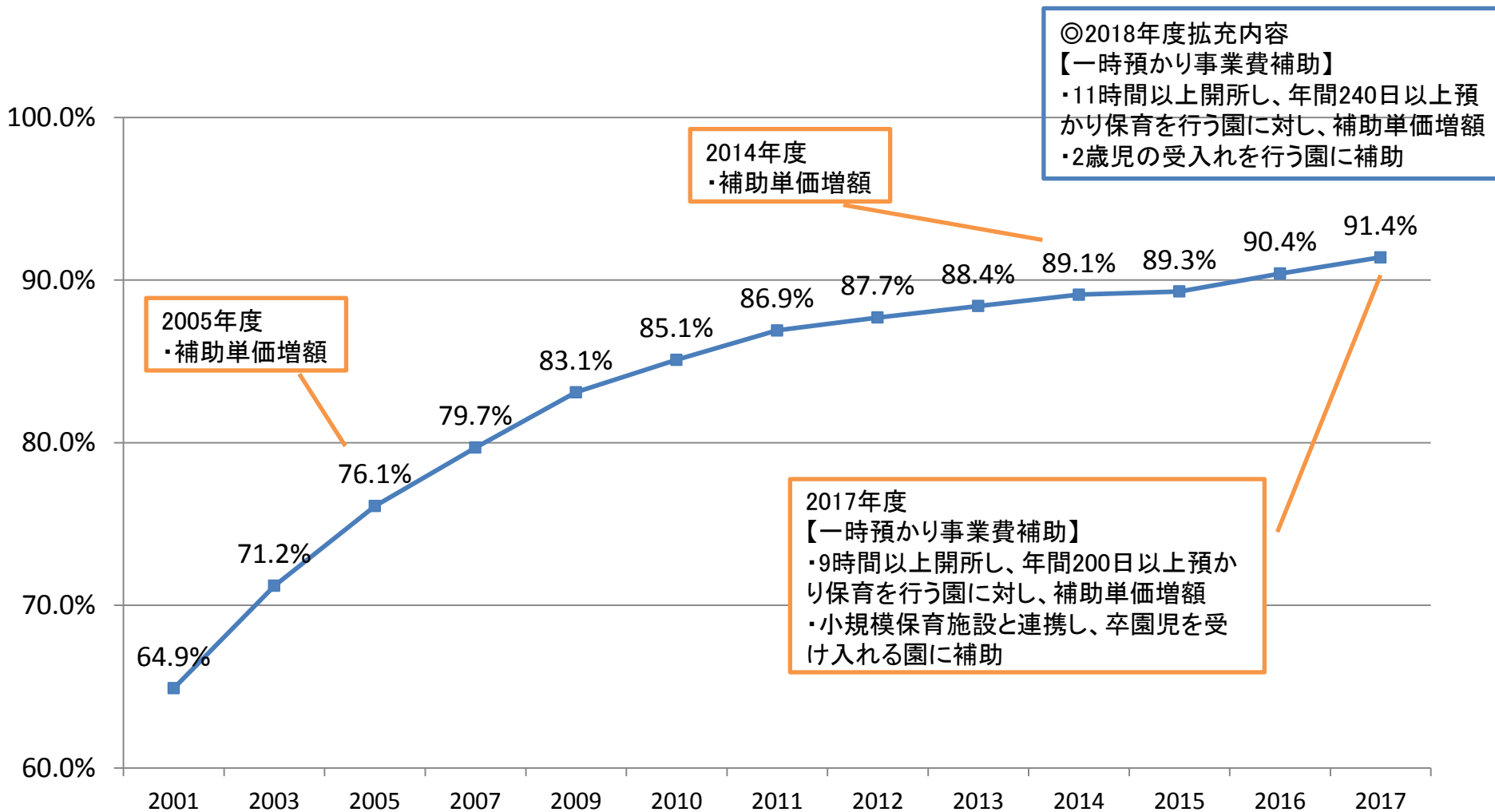


※私立学校安全対策促進事業費補助は2003年度創設(補助対象:耐震補強、補助率:1/2、補助対象限度額:2億円)

資料:東京都生活文化局私学部調査(各年4月1日現在)

# 預かり保育の実施率の推移

・私立幼稚園預かり保育推進補助及び私立幼稚園等一時預かり事業費補助により、預かり保育の実施率は毎年度上昇している。



※私立幼稚園預かり保育推進補助は2002年度創設、私立幼稚園等一時預かり事業費補助は2015年度創設

資料：東京都私立幼稚園連合会調査(私立幼稚園預かり保育推進補助の対象とならない園を含む)(各年5月1日)

## 施策の点検評価(まとめ)(個別補助)

## 1. 学校助成 (2) 個別補助 (イ) 施策の点検評価(まとめ)

○個別補助の実施により、都の施策として促進すべき私立学校の取組は、着実に進んでおり、効果を上げている。

- ・私立学校の耐震化率は毎年度上昇している(2002年度末 55.3% → 2017年4月現在 94.2%)
- ・私立幼稚園の預かり保育の実施率は毎年度上昇している(2001年度 64.9% → 2017年度 91.4%)

○都の施策として促進すべき私立学校の取組を効果的に支援するためには、その目的・効果に特化した個別補助が必要である。

○個別補助の中には、取組の成果が分かりにくいものもあり、都民が一目で分かるような成果指標を用いるなど、説明上の更なる工夫が必要である。

- (例)私立学校省エネ設備等導入事業費補助については、延べ606校(2017年度まで)が活用しており、私学のニーズも高いものではあるが、例えば、どの程度の二酸化炭素の削減に効果があったのかなど、成果が分かりにくい。



## 2. 保護者負担軽減助成

# 概要(保護者負担軽減助成)

## 1. 現状

- 目的は、私立学校に通学している生徒の保護者の授業料等の負担を軽減することにより、**生徒の修学を容易にすること**である。
- 都は、特別奨学金を拡充し、都民の平均年収約660万円を含む**年収目安約760万円未満の世帯**に対し、国の就学支援金と合わせて、**都内私立高校の平均授業料額**(全日制・定時制:449,000円、通信制:223,000円)まで支援している。
- 都府県により、平均授業料額まで支援を受けられる世帯の**年収目安や要件は異なる**。
- 生徒の教育費の実質負担額は、私立高校は約47万円、都立高校は約6千円であり、**公私間で大きな格差がある**。
- 保護者負担軽減事業について、「必要である」と回答した人が、公立高校に就学している保護者で**59.8%**、私立高校に就学している保護者で**64.0%**、一般都民でも**49.5%**である。
- 公立学校と私立学校の授業料等の差について、「**差を縮小するべきである**」と回答した人が、私立高校に就学している保護者で**60.2%**、公立高校に就学している保護者で**52.9%**、一般都民でも**45.7%**である。

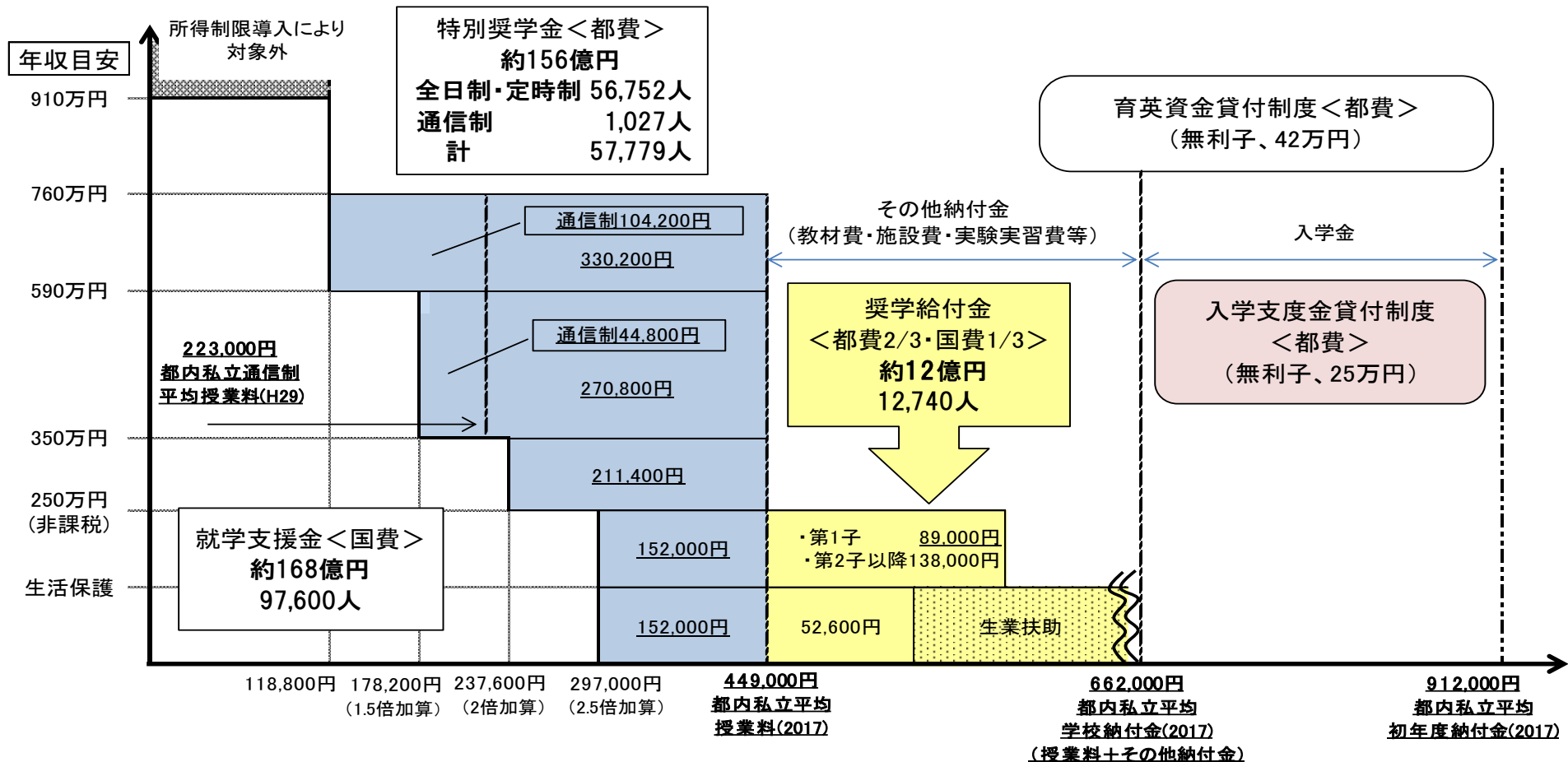
## 2. 施策の点検評価(まとめ)

- 都における保護者負担軽減助成制度は、他府県と比べても**大幅に充実している**。
- 保護者負担軽減助成は、教育費負担の**公私間格差の是正に大きく寄与している**。
- 多くの都民が、**保護者負担軽減助成は必要であると認識している**。
- 現行の保護者負担軽減助成は、都民ニーズを踏まえたものであり、平均年収世帯をカバーしている。
- 保護者負担軽減助成は、一定の所得水準で支援の有無が決まるため、支援額が充実するほど、支援を受けられる世帯と受けられない世帯で差が大きくなる仕組みであり、**不公平感が高まるリスクがある**。
- 制度を充実するほど、**財政負担が大きくなる**。
- 都の制度は、既に他府県に比して充実していることから、**国や他府県とのバランスにも考慮が必要である**。

# 保護者負担軽減助成の目的と補助内容

・保護者の授業料等の負担を軽減することにより、生徒の修学を容易にするため、都民の平均年収約660万円を含む年収目安約760万円未満の世帯に対し、国の就学支援金と合わせて、都内私立高校平均授業料額(全日制・定時制: 449,000円、通信制: 223,000円)まで支援している。

## <私立高校生に対する支援制度(2018年度)>



※ 都認可通信制高校は223,000円(都内通信制平均授業料(2017))まで補助 単価は104,200円と44,800円

# 保護者負担軽減助成の他府県等との比較

・各都府県により、平均授業料額まで支援を受けられる世帯の年収目安や要件は異なる。

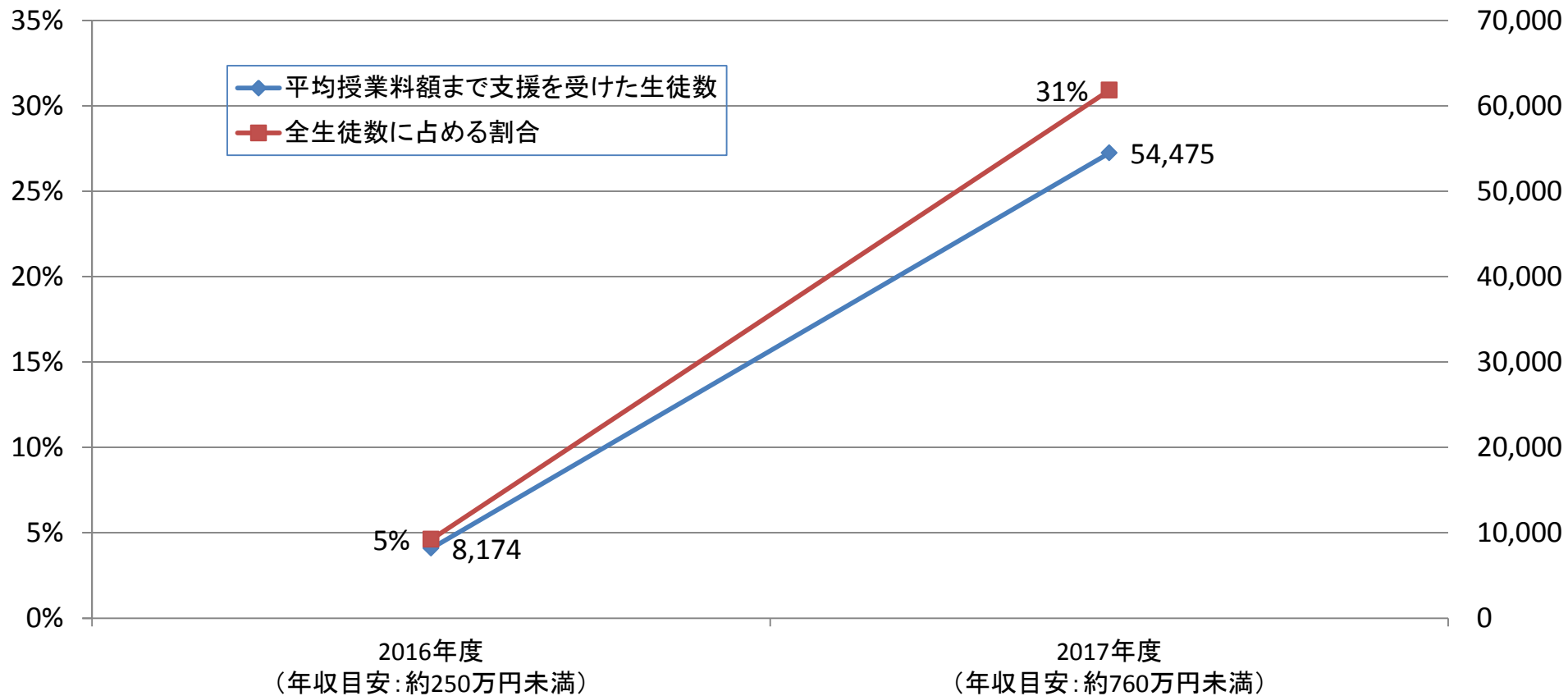
都府県名	要件	授業料に対する支援						その他の納付金に対する支援 (奨学給付金等を除く)
		平均授業料額まで支援			一定額を支援			
		年収目安 (未満)	補助対象 生徒数 (人)	全生徒数 に占める 割合	年収目安 (未満)	補助対象 生徒数 (人)	全生徒数 に占める 割合	
東京都	在住	約760万円	54,475 (2017実績)	31%	—	—	—	[入学金] 貸付のみ(25万円)
埼玉県	在学・ 在住	約609万円	約16,700	30%	—	—	—	[入学金] 10万円(約609万円未満) [その他学納金] 20万円(約500万円未満) (生活保護世帯は全額補助)
千葉県	在学	約350万円	約5,500	11%	約640万円	約8,400	17%	[入学金] 5万円(約350万円未満)
神奈川県	在学・ 在住	約250万円	約4,500 (2016予算)	6%	約750万円	約23,300 (2016予算)	33%	[入学金] 10万円(約750万円未満)
大阪府	在学・ 在住	約590万円	約40,800	43%	約800万円	約19,100	20%	—
都立高校	在学・ 在住	約910万円	約111,200	81%	—	—	—	[入学金] 免除(生活保護世帯)

資料: 東京都生活文化局私学部調査

「全生徒数に占める割合」は、「補助対象生徒数」を2017年度学校基本調査(2017年5月1日現在)の生徒数で除して算出

# 特別奨学金の拡充の効果

・2017年度に特別奨学金を拡充し、都内私立高校の平均授業料額まで支援を受けられる世帯の年収目安を約760万円未満の世帯まで拡大したことから、平均授業料額まで支援を受けた生徒数及び全生徒数に占める割合は大幅に増加している。



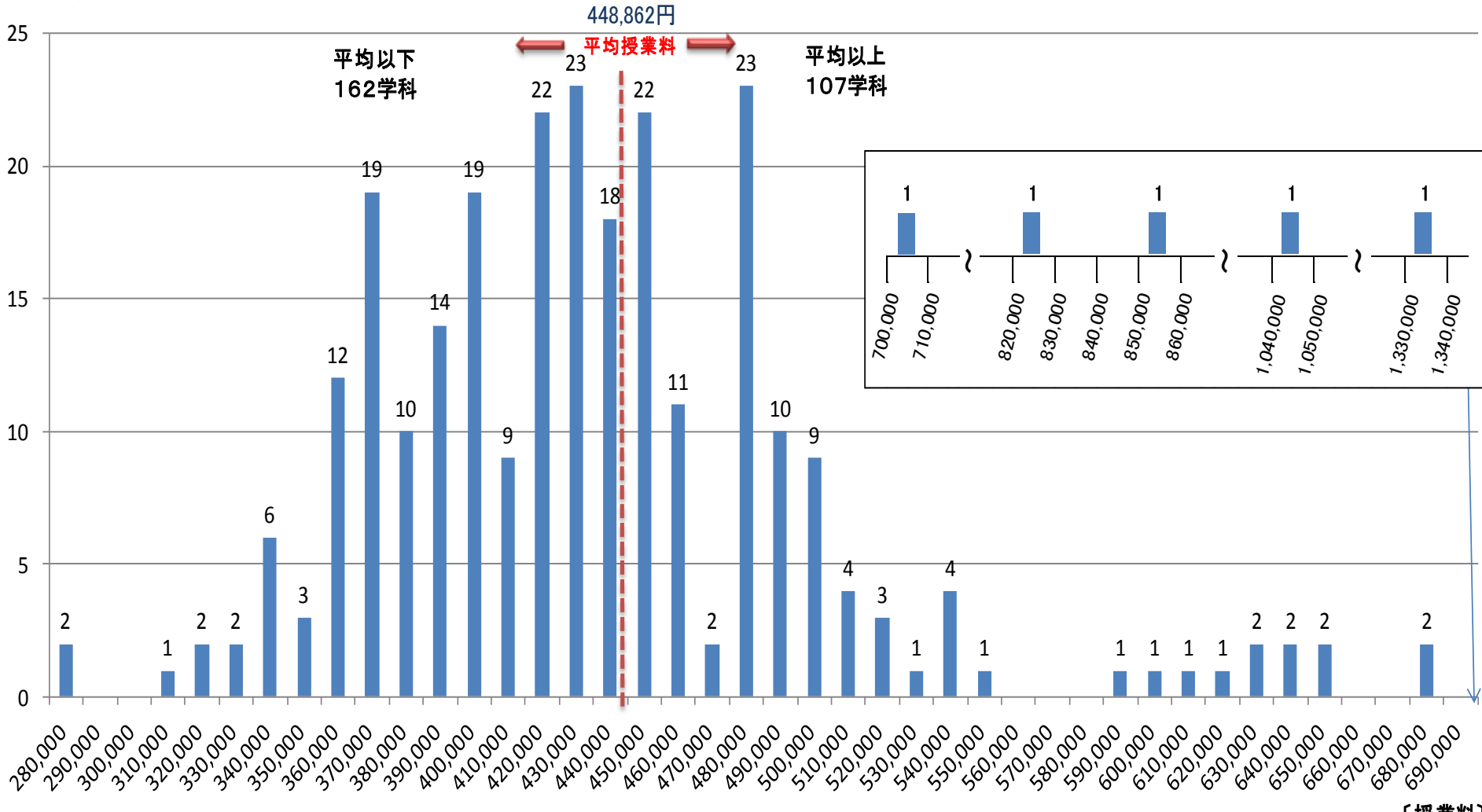
資料:東京都生活文化局私学部調査

# 都内私立高校(全日制)の授業料の状況

・2017年度の都内私立高校の授業料は、282,000円～1,332,000円の幅があり、各私立学校により大きく異なる。

[学科数]

(単位:学科)



※都内私立高校(全日制)231校・269学科(非募集校48校含む)

資料:東京都生活文化局私学部調査

[授業料]

# 教育費負担の公私比較

・私立高校に進学した生徒の実質負担額は年間約47万円、都立高校に進学した生徒の実質負担額は5,650円であり、大きな格差がある。

## <高校(全日制)授業料等初年度納付金の公私比較(2017年度)>

(単位:円)

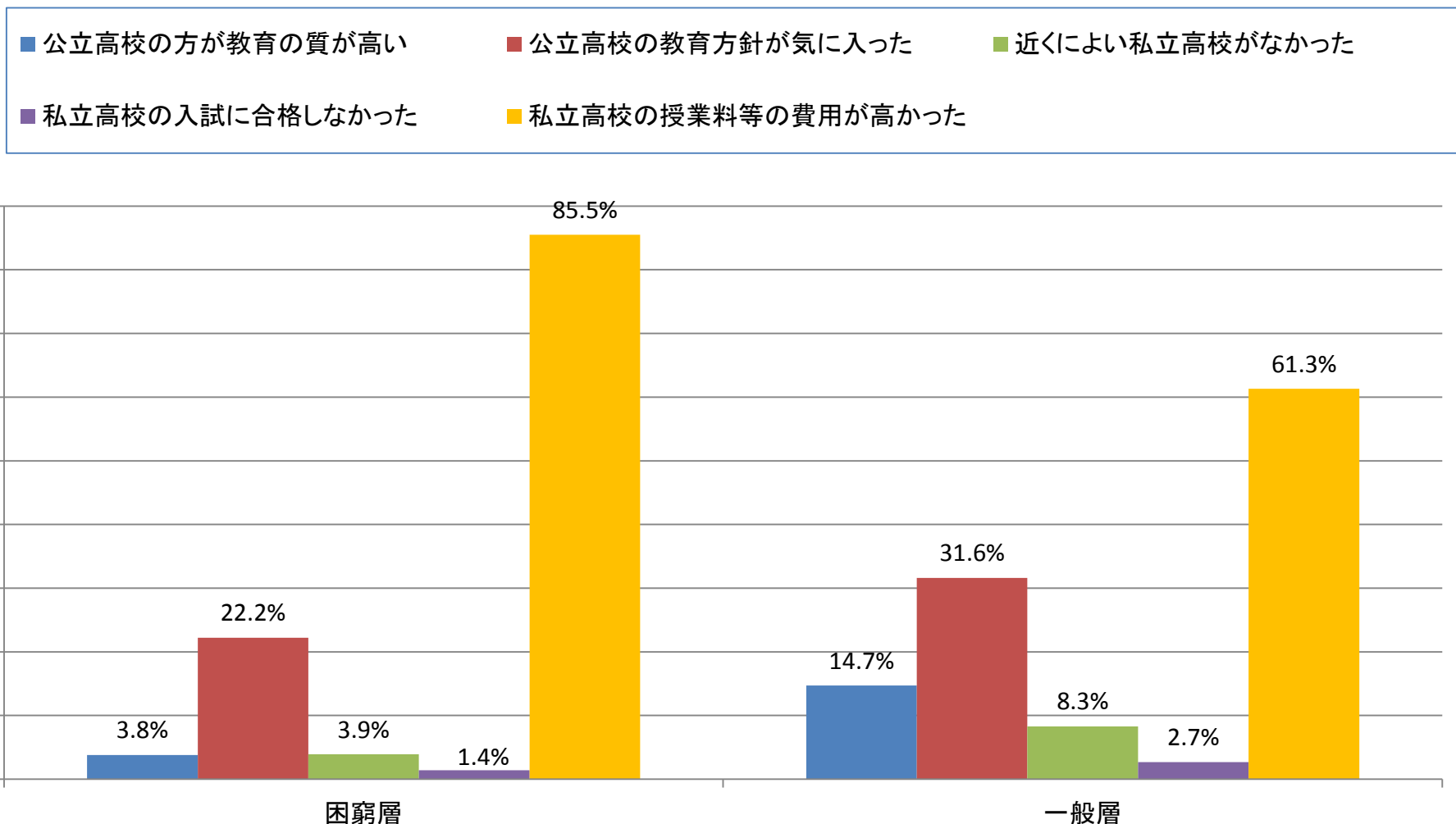
	授業料	入学金	施設費等	合計	就学支援金等	実質負担額
私立	448,862	250,026	213,269	912,156	442,000	470,156
都立	118,800	5,650	—	124,450	118,800	5,650

※円単位で四捨五入しているため、合計と内訳とが一致しない場合がある

※年収目安約760万円未満の世帯に対し、「就学支援金等」は、私立においては、私立高等学校等就学支援金(基礎額分)118,800円と私立高等学校等特別奨学金323,200円の合算額を、都立においては、高等学校等就学支援金118,800円を保護者負担軽減助成分として支給することを想定

資料:東京都生活文化局私学部調査

・公立高校に進学した理由のうち、「私立高校の授業料等の費用が高かった」と回答した人が、困窮層で85.5%、一般層で61.3%である。



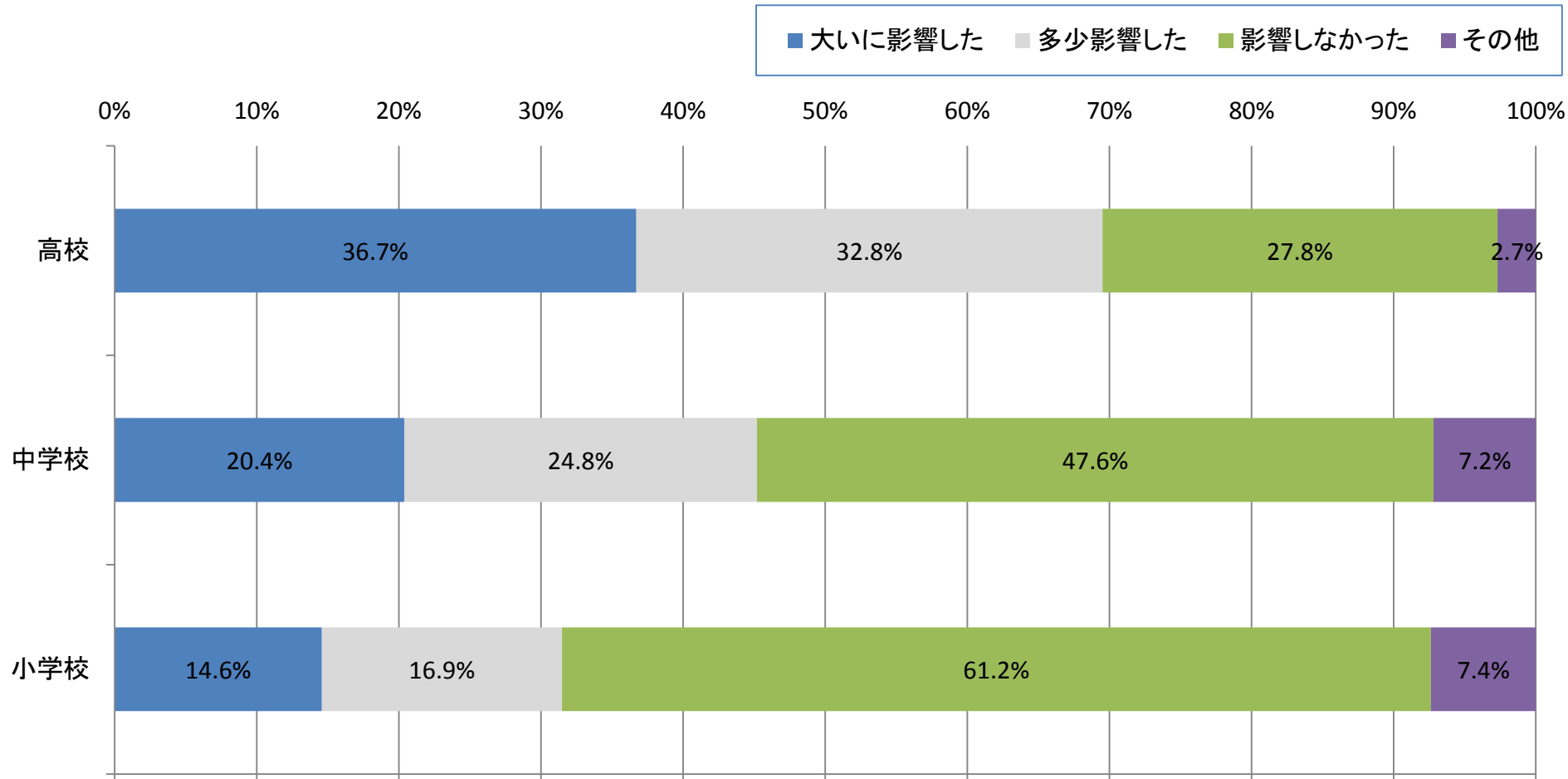


# 教育費負担に対する都民の意識①

## ●学校選択時の入学金や授業料の金額の影響

・子供が公立学校に就学している保護者のうち、「学校選択時に入学金や授業料の金額が影響した」と回答した人が、高校で69.5%、中学校で45.2%、小学校で31.5%である。

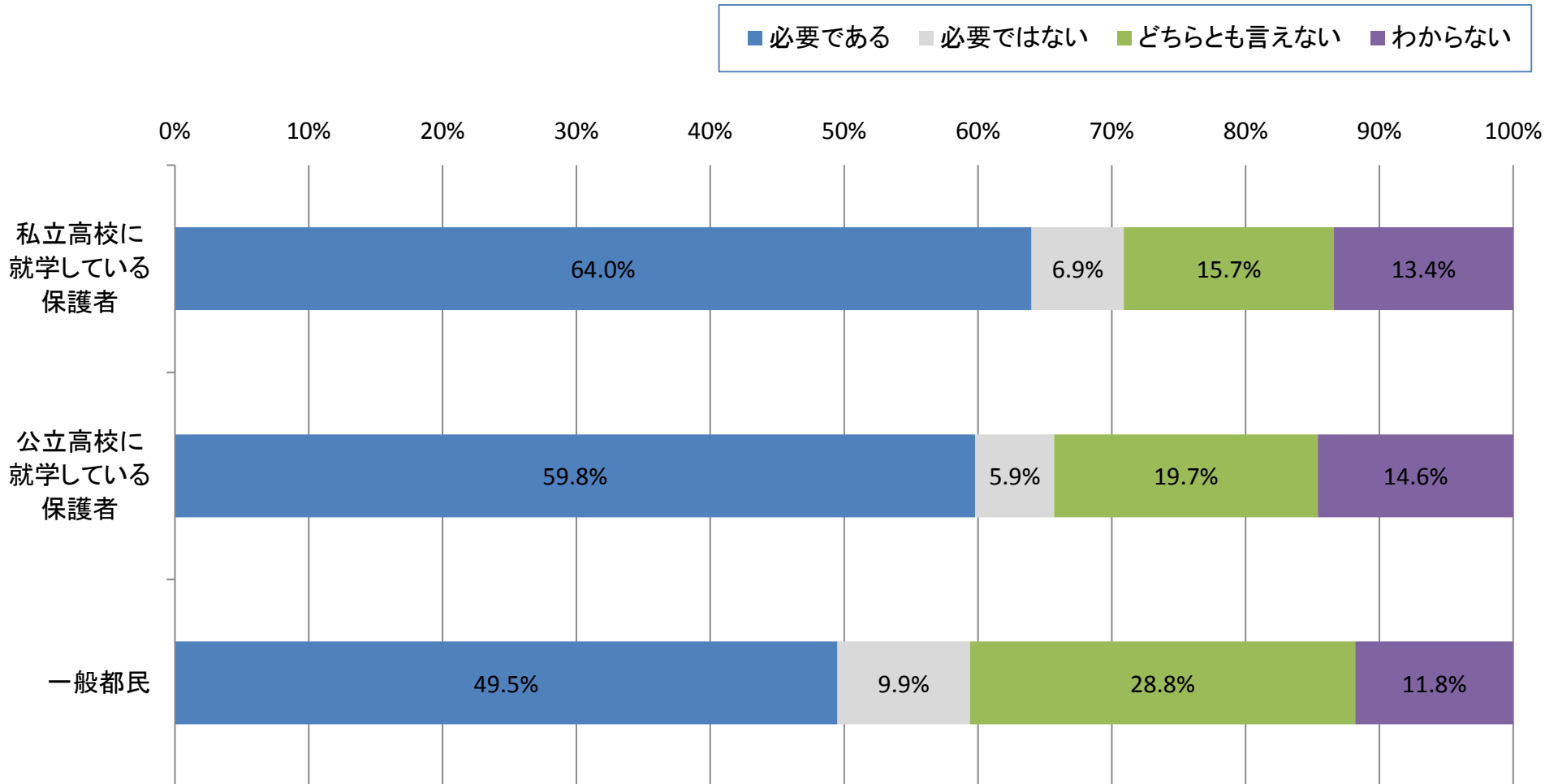
(子供が公立学校に就学している保護者)



## 教育費負担に対する都民の意識②

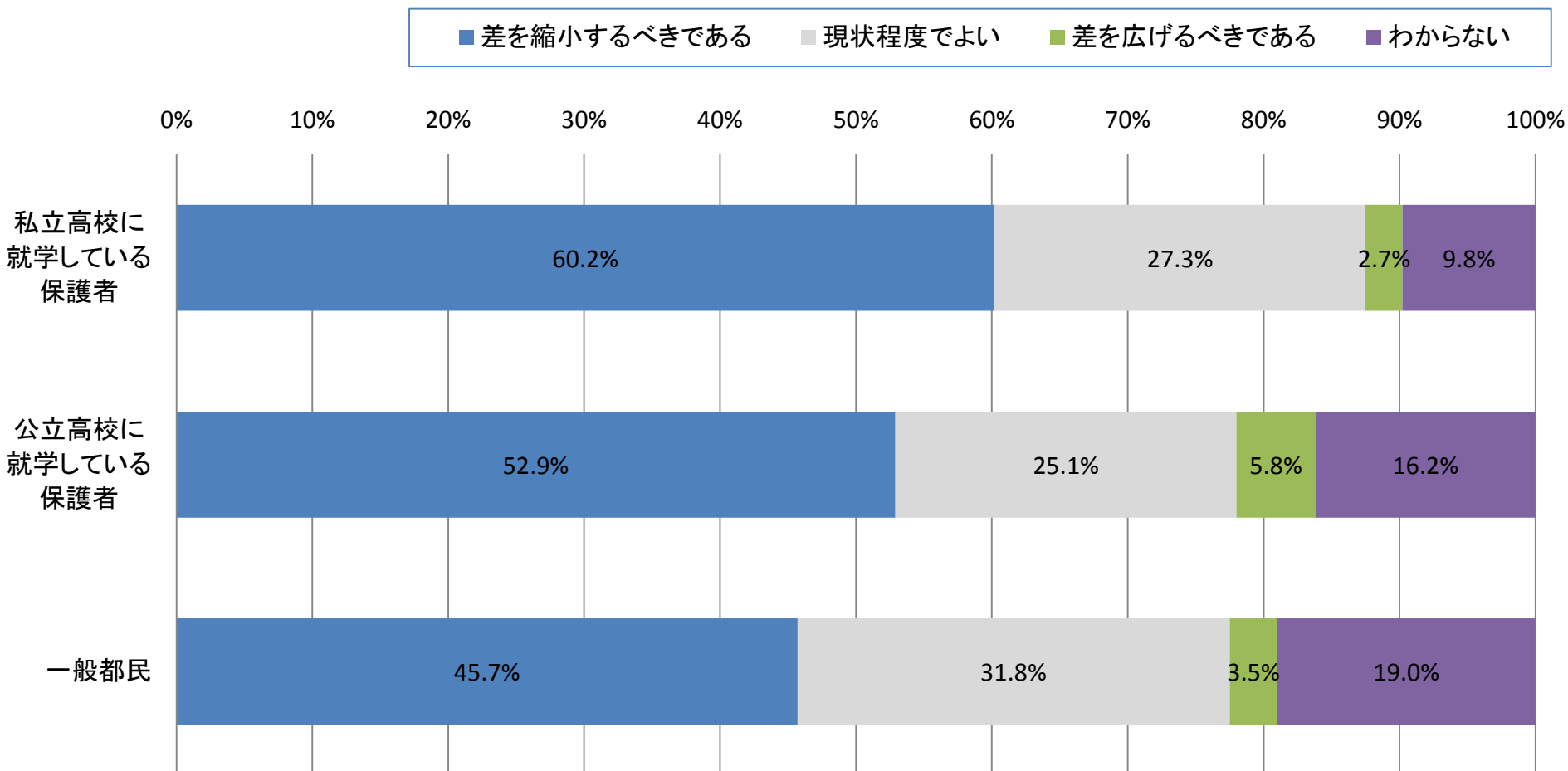
### ●保護者負担軽減事業の必要性

・保護者負担軽減事業について、「**必要である**」と回答した人が、私立高校に就学している保護者で**64.0%**、公立高校に就学している保護者で**59.8%**、一般都民でも**49.5%**である。



## ● 公立学校と私立学校の授業料等の差の考え方

・公立学校と私立学校の授業料等の差について、「差を縮小するべきである」と回答した人が、私立高校に就学している保護者で60.2%、公立高校に就学している保護者で52.9%、一般都民でも45.7%である。



# 様々な保護者負担軽減助成施策の検討

・様々な保護者負担軽減助成施策にはそれぞれメリット・デメリットがある。

## <私立高校生の保護者負担軽減助成施策の比較>

		メリット	デメリット
授業料	所得基準の引上げ	・より多くの都民に支援ができる	・財政負担が増大 ・支援を受けられる世帯と受けられない世帯の差が一層大きくなり、不公平感が高まる ・事務負担が大きい
授業料以外	入学金を軽減	・教育機会の格差の解消に寄与	・財政負担が増大 ・支援を受けられない都民の不公平感が拡大
	その他の学校納付金を軽減	・教育機会の格差の解消に寄与	・財政負担が増大 ・支援を受けられない都民の不公平感が拡大

# 都議会の意見

- ・ 都議会においては、保護者負担軽減助成の拡充を求める意見が多く出されている。

## 【特別奨学金の補助対象世帯の拡大】

都立高校の無償化基準と同じく、対象となる世帯年収を約910万円まで引き上げるよう求めてきた。人への投資こそ政治の重要課題とする知事の教育の機会均等に向けた今後の取組について、見解を求める。

## 【特別奨学金の対象校の適用拡大】

特別奨学金の都認可以外の通信制高校への適用拡大を望む声は切実である。

## 【私立高校の入学金補助制度の創設、特別奨学金の補助対象の拡大】

入学金補助は、関東近県でも多くが実施し、都内でも、文京区が学用品など高校入学時に必要な費用の一部を給付する条例を提案すると発表した。都としても、入学金補助制度を創設することを求める。

施設費などの学校の納入金も授業料とあわせて都独自の授業料補助の対象とし、補助額も拡充すべきと考える。

## 【貧困層の私立高校への進学支援】

国との連携を踏まえ、困窮層が私立も選択できるよう支援を行うべきである。

# 国の保護者負担軽減助成

・国の保護者負担軽減助成施策拡充の概要は次のとおりである。

## 「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太方針)

[2018年6月15日閣議決定]

### <概要>

○安定財源として、消費税率引上げ(2019年10月1日)による財源を活用し、教育負担の軽減等に充当

#### 【高等学校教育】

・家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現

⇒ 「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)において、2020年度までに政府全体として安定的な財源を確保しつつ実現(消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要)

#### 【幼児教育】

・3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限

・認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化

※幼稚園の預かり保育を含む

・0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める

⇒ 2019年10月1日からの全面的な実施を目指す

○都における保護者負担軽減助成制度は、他府県と比べても大幅に充実している。

・都の年収目安は、約760万円未満で、他府県に比して最も高い水準までカバーしている。

○都における保護者負担軽減助成は、教育費負担の公私間格差の是正に大きく寄与している。

・補助対象生徒数は約54,500人であり、全生徒数の31%をカバーしている。

・都内私立高校の平均授業料額である449,000円(全日制・定時制)まで支援している。

○多くの都民が、保護者負担軽減助成は必要であると認識している。

・保護者負担軽減事業について、「必要である」と回答した人が、私立高校に就学している保護者で64.0%、公立高校に就学している保護者で59.8%、一般都民でも49.5%である。

・公立学校と私立学校の授業料等の差について、「差を縮小するべきである」と回答した人が、私立高校に就学している保護者で60.2%、公立高校に就学している保護者で52.9%、一般都民でも45.7%である。

○現行の保護者負担軽減助成は、都民ニーズを踏まえたものであり、平均年収世帯をカバーしている。

○保護者負担軽減助成は、一定の所得水準で支援の有無が決まるため、支援額が充実するほど、支援を受けられる世帯と受けられない世帯で差が大きくなる仕組みであり、不公平感が高まるリスクがある。

○制度を充実するほど、財政負担が大きくなる。

○都の制度は、既に他府県に比して充実していることから、国や他府県とのバランスにも考慮が必要である。

## 第3章 今後の改革の進め方



# 学校助成の課題と見直しの方向性

## 1. 目的

○私立学校の教育条件の維持向上、私立学校に在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資すること

## 2. 課題

○多額の予算を計上している学校助成の仕組みや必要性・妥当性が都民にとって分かりにくい。

## 3. 見直しの方向性

○都民の理解や共感を得られるよう、学校助成の仕組みや必要性・妥当性を分かりやすく説明していく。

・経常費補助については、仕組みや必要性・妥当性を図表の活用、他府県との比較などにより、分かりやすく丁寧に説明していく。

・個別補助については、そのねらいや効果等について、より分かりやすい指標を用いて評価・検証し、その結果を広く公表していく。

・学校助成と保護者負担軽減助成につき、それぞれのねらいや効果等について、図表を活用するなど分かりやすく説明していく。

## 1. 目的

○私立学校に通学している児童生徒の保護者の授業料等の経済的負担を軽減することにより、児童生徒の修学を容易にすること

## 2. 課題

○保護者負担軽減助成施策に対する生徒・保護者の期待は高いが、一方で、支援を受けられる世帯と受けられない世帯との格差が大きく、支援を充実するほど、財政負担が大きくなる。そのため、支援の対象や要件、水準等について、都民の理解を得ていく必要がある。

## 3. 見直しの方向性

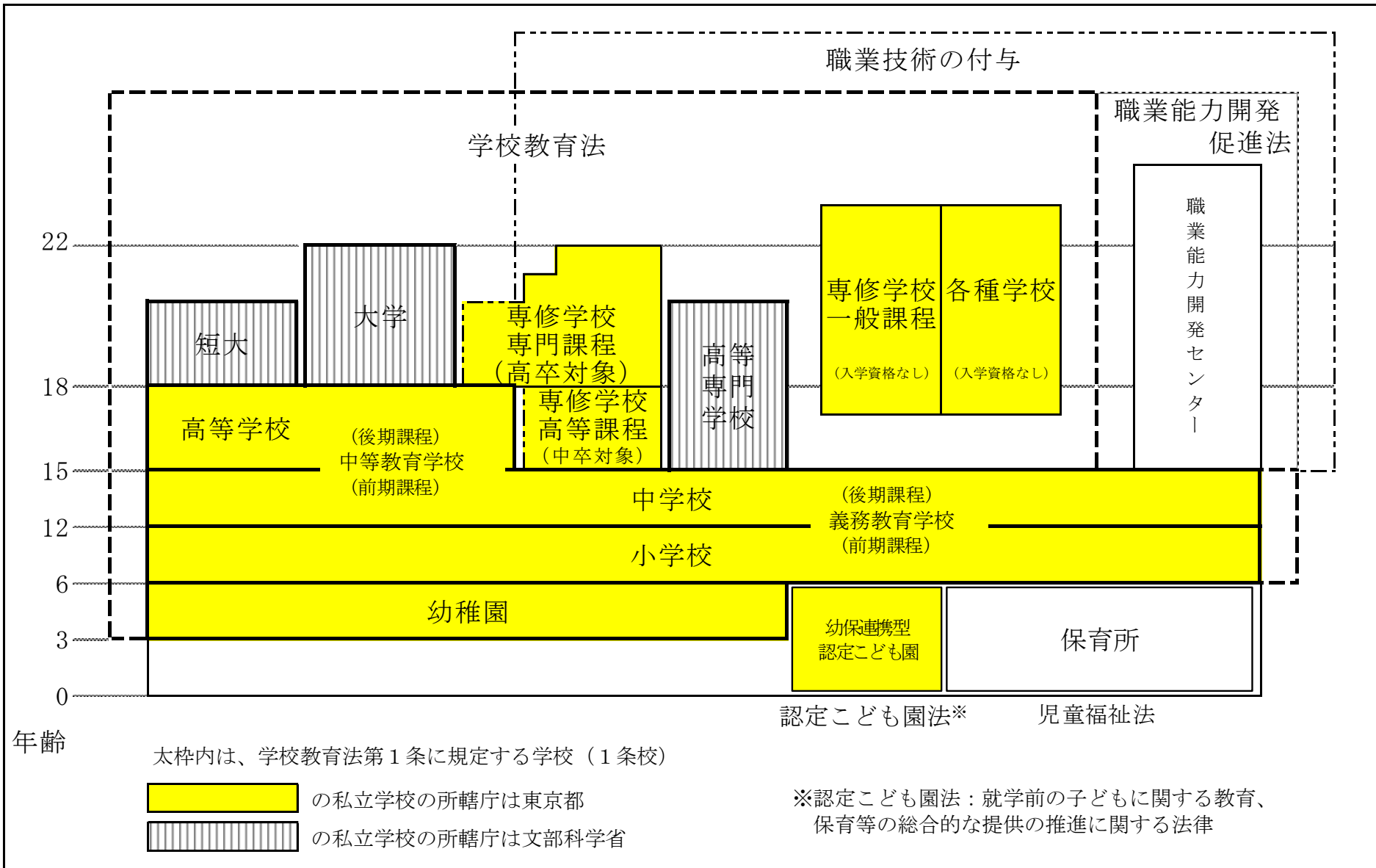
○国や道府県の動向、社会経済状況等を踏まえ、保護者負担軽減助成施策が、都民の理解や共感を得られる適切なものとなるよう、施策の不断の見直しを図っていく。

- ・支援の対象や要件の妥当性
- ・授業料以外の支援の妥当性

## 参考資料

- 1 学校等の体系
- 2 学校の設置根拠法令
- 3 私立学校振興予算の推移
- 4 私立学校振興事業一覧

# ①学校等の体系



## ②学校の設置根拠法令

### 学校の範囲

#### ①学校教育法第1条に規定する学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

【高等学校の課程(学校教育法第4条)】

全日制課程 通常の課程

定時制課程 夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程

通信制課程 通信による教育を行う課程

#### ②学校教育法第124条に規定する学校

専修学校 学校教育法第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)

【専修学校の課程(学校教育法第125条)】

高等課程 中学校を卒業した者等に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行う

専門課程 高等学校を卒業した者等に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行う

一般課程 高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。(対象年齢等なし)

#### ③学校教育法第134条に規定する学校

各種学校 学校教育法第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)

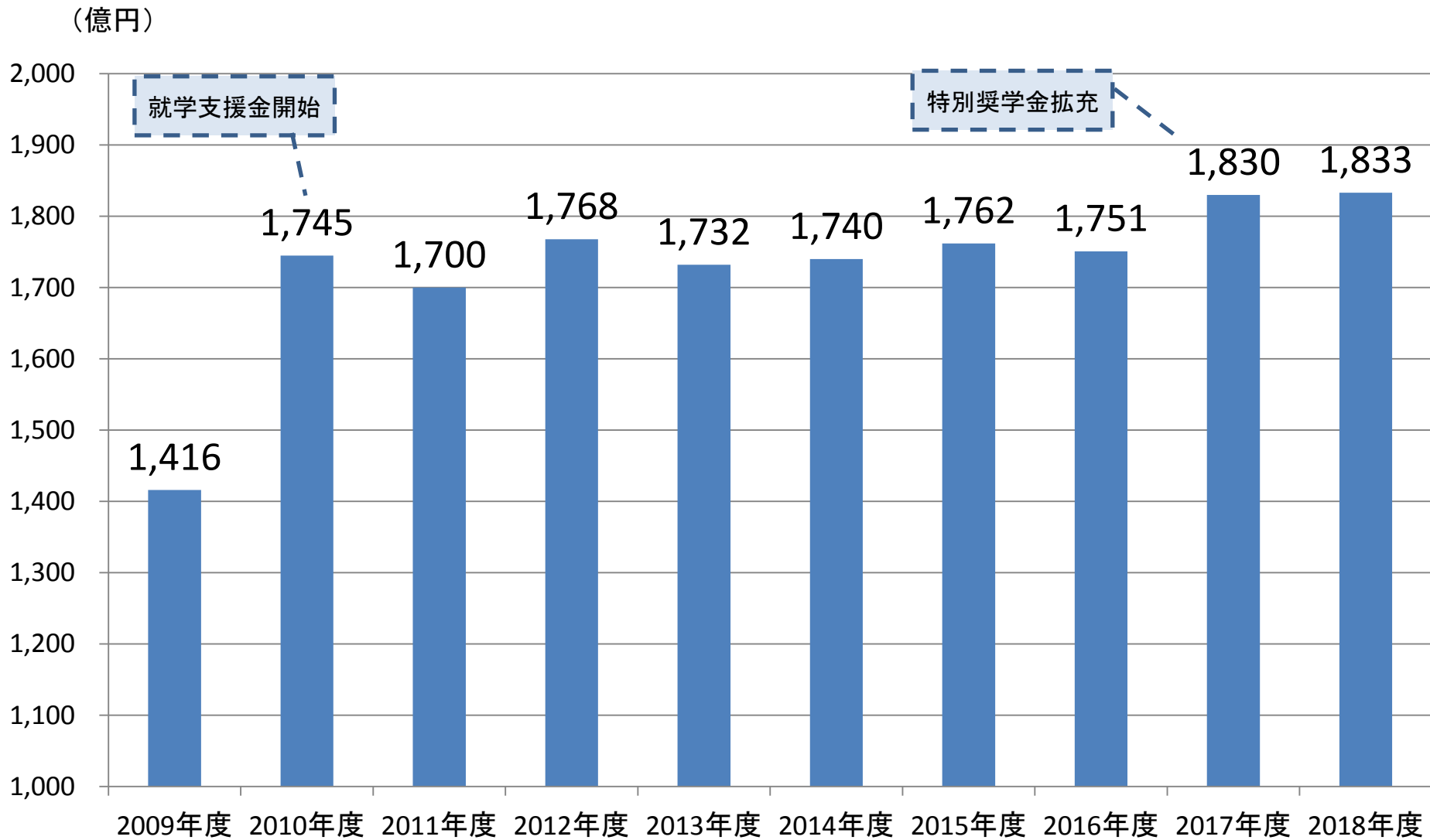
※ 昭和51年に「専修学校」が創設されたことから、現在、各種学校として存在するものは、我が国に居住する外国人を専ら対象とするものか、専修学校に移行できなかったものがほとんど

例)外国人学校(インターナショナルスクール、民族学校)、日本語学校、珠算学校、洋裁学校等

#### ④就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第2条第7項及び第9条に規定する学校

幼保連携型認定こども園

## ③私立学校振興予算の推移



※育英資金を除く

## ④2018年度私立学校振興事業一覽(学校助成①)

		事業名	目的	交付対象	特定財源	予算額:千円	増減率	
学校助成	經常費補助	1	私立高等学校經常費補助	私立学校の教育条件の維持向上・保護者の経済的負担の軽減・経営の健全化	学校法人	一部国庫	65,578,415	△0.2%
		2	私立中学校經常費補助				25,550,899	△0.1%
		3	私立小学校經常費補助				6,889,498	0.0%
		4	私立幼稚園經常費補助		学校法人等		17,890,214	△1.4%
		5	私立特別支援学校等經常費補助				1,915,501	10.2%
		6	私立通信制高等学校經常費補助		学校法人		無	123,051
	經常費補助 小計						117,947,578	△0.2%
	その他の運営費補助	7	私立幼稚園教育振興事業費補助	都民の幼児教育の場の確保・教育条件の維持向上・私立幼稚園の経営の健全化	学校法人立以外の幼稚園の設置者	無	1,014,914	△3.7%
		8	私立幼稚園特別支援教育事業費補助	障害児の就園奨励	学校法人等		458,640	7.5%
		9	私立幼稚園等施設型給付費負担金	幼稚園等の教育・保育に要する費用の一部を負担	区市町村		4,145,780	5.4%
10		私立幼稚園等特色教育等推進補助	特色ある幼児教育等の推進	学校法人等	一部国庫		50,715	10.3%

## ④2018年度私立学校振興事業一覽(学校助成②)

		事業名	目的	交付対象	特定財源	予算額:千円	増減率		
經常費補助等	その他の運営費補助	11	私立専修学校教育振興費補助	教育条件の維持向上・保護者の経済的負担の軽減・私立専修学校の経営の健全化	学校法人等	無	294,901	△0.5%	
		12	私立専修学校職業実践専門課程推進補助	教育条件の維持向上・保護者の経済的負担の軽減・私立専修学校の経営の健全化			200,000	皆増	
		13	私立専修学校特別支援教育事業費補助	障害児(者)の就学奨励			115,368	△1.7%	
		14	私立外国人学校教育運営費補助	外国人学校の教育条件の維持向上・保護者の経済的負担の軽減	学校法人	90,375	9.0%		
		その他の運営費補助 小計						6,370,693	6.9%
		經常費補助等 小計						124,318,271	0.1%
学校助成	施設・設備補助	15	産業・理科教育施設設備整備費補助	産業・理科教育の振興	学校法人	無	21,722	△45.0%	
		16	私立学校安全対策促進事業費補助	児童生徒の安全確保・学校の防災機能の強化等	学校法人等(一部私学財団)	一部国庫	6,766,110	△11.8%	
		17	私立学校教育振興資金融資利子補給	私立学校における教育環境整備等	私学財団	無	447,487	△16.7%	
		18	私立高等学校等老朽校舎改築促進事業	高校等の老朽校舎の改築の促進			4,380	△33.2%	
		19	私立学校省エネ設備等導入事業費補助	私立学校のCO <sub>2</sub> 排出量削減の促進			305,034	1.7%	
		20	私立学校ICT教育環境整備費補助	ICT機器及び校内無線LAN等の利用環境の整備			529,563	52.7%	
		21	私立幼稚園等環境整備費補助	遊具等の整備・園務改善のためのICT化促進	学校法人等	一部国庫	193,732	△6.3%	
		22	私立専修学校教育環境整備費補助	専修学校の教育環境等の充実	私学財団(一部学校法人等)	無	357,616	1.4%	



## ④2018年度私立学校振興事業一覽(学校助成③)

		事業名	目的	交付対象	特定財源	予算額:千円	増減率		
学校助成	個別補助 その他	23	私立高等学校都内生就学促進補助	都内公立中学校卒業生の私立高校への入学促進	学校法人	無	474,449	△36.3%	
		24	私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	就学支援金に係る事務費負担の軽減	学校法人等		235,135	△22.8%	
		25	私立学校外国語指導助手活用事業費補助	外国語指導助手を活用する学校の経費を補助	私学財団		954,052	1.3%	
		26	私立学校教員海外派遣研修事業費補助	指導力向上を目的とした教員海外派遣研修を支援			102,590	△49.7%	
		27	私立高等学校外部検定試験料補助	高校が行う英語の外部検定試験料の負担の軽減			531,107	0.6%	
		28	私立幼稚園等一時預かり事業費補助	多様な保育ニーズへの対応	区市町村		一部国庫	918,423	25.9%
		29	私立幼稚園預かり保育推進補助	多様な保育ニーズへの対応	学校法人等(一部区市町村)	936,428		3.8%	
		30	認定こども園整備費等補助	認定こども園の教育環境整備等	区市町村	936,834		1.2%	
		31	私立幼稚園等自然体験支援事業費補助	自然体験や自然教育の実施を促進	学校法人等	無	20,000	皆増	
		32	私立学校退職手当補助	教職員の退職金掛金の負担軽減	私学財団		4,072,895	0.1%	
		33	私立学校教職員共済費補助	教職員の年金等給付掛金等の負担軽減	私立学校振興・共済事業団		1,669,160	1.8%	
		34	私立学校教育研究費補助	教職員の資質向上・教育内容の充実	私学財団		72,905	0.0%	
		個別補助 小計						19,549,622	△4.7%
		学校助成 小計						143,867,893	△0.6%

## ④2018年度私立学校振興事業一覽(保護者負担軽減助成)

事業名		目的	交付対象	特定財源	予算額:千円	増減率	
保護者負担軽減助成	35	私立高等学校等特別奨学金補助	保護者の経済的負担の軽減	私学財団	無	15,576,587	13.0%
	36	私立高等学校等就学支援金	保護者の経済的負担の軽減	学校法人等 (生徒の代理)	国費10/10	16,751,126	△3.6%
	37	私立高等学校等奨学給付金事業費補助	保護者の経済的負担の軽減	私学財団	国費1/3	1,324,170	13.7%
	38	私立高等学校海外留学推進補助	留学に参加する生徒の経済的負担の軽減		無	508,890	1.8%
	39	私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	生徒の修学条件の改善		無	1,077	△24.5%
	40	私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	保護者の経済的負担の軽減			7,315	△6.8%
	41	私立小中学校等就学支援実証事業	保護者の経済的負担の軽減	学校法人等 (生徒の代理)	国費10/10	373,600	7.9%
	42	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	保護者の経済的負担の軽減	区市町村	無	4,823,529	△4.6%
	43	私立学校被災生徒等臨時支援金	被災生徒等の保護者の経済的負担の軽減	保護者	一部国庫	1,498	△41.4%
	44	私立学校被災生徒等授業料等減免補助	被災生徒等の就学機会の確保	学校法人等		6,087	△15.9%
	45	私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助	被災生徒等の就学機会の確保			22,667	△56.3%
	46	私立専修学校修学支援実証研究事業費補助	経済的に困窮する専門学校生の修学機会の確保	学校法人等 (生徒の代理)	国費10/10	22,899	△44.0%
	保護者負担軽減助成 小計						39,419,445
私立学校振興事業 合計						183,287,338	0.2%
	育英資金事業費補助	経済的に修学が困難な生徒・学生に対する奨学金の貸付	私学財団	一部国庫		653,021	△39.8%

※交付対象の「学校法人等」は、個人等の設置者を含む  
 ※特定財源の「一部国庫」は、一部に国庫補助事業を含む